

第 1 節 定住を促進するための方策

1 産業の振興

(1) 農業

[施策の方向性]

- 効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や認定新規就農者等の担い手の確保・育成を図る。
- 効率的な農地利用や農業生産基盤整備を推進する。
- 飼料自給率向上に向け、地域の低・未利用資源の飼料等活用を推進する。
- 畑かんの水利用等による収益性の高い営農や、農産物の付加価値を高めるためのブランド化・農産物加工、販路拡大の取組などを推進する。
- スマート農業などの農業技術の開発・普及や特殊病害虫対策を推進する。
- 防風対策に配慮したハウス施設や平張施設の整備や台風通過後の除塩対策に必要な機器の整備など自然災害対策を推進する。
- 農業団体の営農指導体制や生産販売体制の強化等を推進する。
- みどりの食料システム戦略をふまえ、環境と調和した農業の促進など安心・安全な農畜産物の安定供給を図る。
- 奄美の「食」の提供等による地産地消や、食育、食文化の継承等の取組を推進する。
- 共生・協働の農村（むら）づくり運動の展開や複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組支援、都市と農村の交流促進など農村の振興を図る。

奄美群島の農業は、群島の発展・振興のため重点を置くべき産業であり、限られた農地で最大の農業生産をあげるため、亜熱帯性気候を生かした野菜、果樹、花きなどの園芸作物や基幹作物であるさとうきび、肉用牛を組み合わせた農業の展開を推進していく。

このため、認定農業者や認定新規就農者に対する技術・経営改善支援はもとより、労働力確保に向けた取組を促進するとともに農地の効率的な利用、基盤整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を推進する。

また、高品質化を図るハウスや省力化を図る機械等の導入、畑かんの水利用による収益性の高い営農の推進、農業技術の開発普及にも積極的に取り組む。

さらに、農産物の付加価値を高めるため、園芸作物を中心としたブランド化、地域特産物を活用した農産物加工品の開発、農産物や加工品の販路拡大の取組を推進するとともに、奄美の「食」の提供による地産地消や食育、食文化の継承等の取組を推進する。

一方、奄美群島の農業振興を制約している厳しい気象条件や地理的条件などに対しては、気象条件に左右されない安定した生産・出荷が可能となる施設の整備や輸送中の鮮度保持、輸送経費の軽減を図る出荷体制の確立や、代替輸送手段等への支援の検討、輸送コスト軽減への支援に取り組む。

併せて、特殊病害虫まん延防止等の取組や近年被害が深刻化している野生鳥獣による農作物被害の防止対策についても一層の取組を推進する。

また、奄美の農村地域は、産業としての農業生産の場だけではなく、豊かな自然、美しい景観、固有の伝統文化を有しており、各種の習慣や生活様式も含めて、日本の心のふるさとのような雰囲気のある癒しの島としての役割に大きな期待が寄せられる中、今後、これまで以上に、全国の中で他の地域にない奄美ならではの特徴を有する農業・農村を維持し、発展を図る。

なお、施策の詳細は、第 3 節 1 (1) において記載する。

(2) 観光産業

奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の優れた自然、

固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物、個性的な伝統・文化や食など、他の地域に見られない魅力と特性に恵まれている。

特に、独特な食材やタラソテラピーなど健康・長寿・癒しに関する資源を背景として、世界自然遺産登録などの動きとともに、経済成長が見込まれるアジアにおいて、癒しの観光地として発展する可能性を有している。

また、持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産登録地などの優れた自然環境や、住民が自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図るとともに、こうした奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額向上に向けた施策を展開する。

あわせて、デジタル技術の活用などによる観光関連産業の生産性の向上を図るとともに、観光業界だけでなく、商工業者、農林水産業者、地域住民などを含む幅広い関係者が連携したDMOなど「稼げる観光地域づくり」を推進するための組織づくりや人材育成等による体制整備のほか、観光地の高付加価値化を図る。

なお、施策の詳細は、第3節1(2)において記載する。

(3) 情報通信産業

[施策の方向性]

- 光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備が完了したことを生かし、行政や各産業におけるICTの利活用を推進する。
- テレビ中継局の計画的な更新により、良好な視聴環境の確保を図る。
- ラジオの難聴取地域の解消を図る。
- ICTの専門知識・技術を有する人材育成や住民の学習機会拡充など情報活用能力の向上を図る。

情報通信技術は、外海離島であることによる空間的距離や時間的距離の不利性を克服する上で極めて有効な手段であるため、情報通信基盤の整備

を進めるとともに、各分野におけるデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成等を図ることにより、情報通信技術を活用する産業の一層の定着を図る。

ア 情報通信基盤の整備促進

(7) 通信サービス基盤の整備促進

光ファイバ等の情報通信基盤については、民間事業者による情報通信基盤の整備が進まなかった地域では、市町村が公設で整備し、その維持管理経費が市町村の負担となっていることから、維持管理にかかる経費がユニバーサルサービス制度の対象となり、民間移行が進むよう、国の制度見直しの動向を注視する。

携帯電話については、一部地域において不感地域が残っていることから、その解消を図るとともに、5Gの導入を促進する。

公衆無線LANについては、観光客の誘客などの観光面や災害時の情報連絡手段など防災面で活用を図るため、官民が連携し、主要な観光・防災拠点における整備を促進する。

(イ) テレビの難視聴対策

地上波テレビは、台風や豪雨等の災害が多い奄美群島において、災害時等における情報の入手源として、防災上極めて重要な役割を果たしており、地上波テレビの視聴に支障を来すこととなれば、住民生活に重大な影響を及ぼすこととなる。特に、台風においては、奄美群島を経由し北上するケースが多く、近年は勢力を維持したまま接近する傾向が高くなっており、防災情報の重要性は増している現状である。

本土から奄美群島に放送波を伝搬するためには、種子島、中之島から奄美大島へ、また、奄美大島から喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の各島へと洋上の7区間を中継する必要があり、国内の他の離島と比較しても例のない多段階中継方式となっている。また、この洋上中継ルートには、100kmを超える長距離区間が3区間あり、これら洋上中継区間では放送波を安定的に伝搬することが技術的に困難であることから、安定した受信電波を確保するために、2か所以上の受信施設を用

意し、受信対応している中継局もある。さらに、奄美群島には、海岸線が変化に富み、河川は短小急流で、集落が海岸線沿いの入江を中心に形成されている地域もあり、放送波が届きにくく、県内の全中継局の約3割にあたる24局もの中継局が必要となっている。

奄美群島の中継局においては、地上デジタル放送への移行から15年近くが経過し、定期的な補修等を行ってはいるものの、特に塩害等による設備の老朽化により、設備の更新の必要性が生じている。更新には、局数が多く、必要な機器等を輸送するコストが多くなるなど、放送事業者の大きな負担となっており、他地区とは異なるコスト高の要因を有している。

災害時等における情報の入手源を確保するためにも、放送事業者によるテレビ中継局の計画的な更新を促進する。

(ウ) ラジオの難聴取対策

ラジオについては、停電時でも利用でき、災害時等における情報の入手源として、防災上極めて重要な役割を果たしていることから、地元の意向も踏まえ、難聴取地域の解消を図る。

イ ICT利活用の推進

行政分野においては、発信したい情報にあわせてターゲットを選定し、ターゲットの年齢や国籍、職業等にあわせて適切な媒体を選択するとともに、選択したホームページやSNS、地域のコミュニティ放送など、それぞれの媒体が有する即時性、双方向性などの特性を生かした効果的な情報発信を促進する。

また、情報セキュリティ対策を十分に講じた上で、住民の利便性向上を図るための電子申請を活用した行政手続きのオンライン化や、コストの削減や業務の効率化を図るための電子入札システムや住民登録等の基幹システムの共同利用などの取組を促進する。

医療分野においては、ICTを活用した遠隔医療など、離島・へき地における医療提供体制の確保に資する医療機関の取組を支援する。

産業分野においては、奄美市において整備した

「奄美市ICTプラザかさり」を情報通信産業の振興を図るための拠点施設として活用し、新たな企業立地や地元企業の育成を促進する。さらに、中小製造業者の生産性向上を図るため、関係機関と連携しながら、DXを推進する。

観光や特産品などの分野においては、ホームページでの情報発信のみならず、デジタル技術を活用し、課題解決を図るため、情報通信企業と連携強化を図る。

ウ 情報活用能力の向上

デジタル人材には、データ分析やICTへの造詣、情報システム全体をマネジメントする能力など、多岐に渡るスキルが求められている。

また、デジタルによる社会変革を進める上では、デジタル技術を理解する人材のほかに、ビジネスとデジタルをコーディネートできる人材の育成・確保が必要であると言われている。

官民ともに不足しているデジタル人材については、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材を活用する」、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材に移住等してもらう」、「島内でデジタル人材を育成する」など、デジタル人材の活用・確保・育成につながる取組を促進する。

小・中学校においては、GIGAスクール構想により整備した校内の通信環境と児童生徒1人1台端末を活用するために、デジタル教材の活用や教職員への研修を行い、ICT活用指導力の向上を図る。また、県域教育用アカウントを用いた交流学习の実施や学習支援ツールの活用、学習履歴の管理等、各種オンラインサービスの利活用を図るとともに、プログラミング教育や情報モラル教育等を充実させ、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する。

大学や専門学校の新規学卒者においては、就職してから一人前になるために、情報通信企業が実施する人材育成・研修にかかるコストを軽減する市町村の取組を促進する。

生涯学習・社会教育においては、住民の情報活用能力を向上するための学習機会の拡充や、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

(4) 地域の特性を生かした産業の振興

[施策の方向性]

- 漁業のスマート化等による生産性向上，島内外における水産物の消費拡大やブルー・ツーリズムの促進等水産業の振興を図る。
- 森林の整備，木材加工・流通体制の整備等林業の振興を図る。
- 大島紬，奄美黒糖焼酎等地域の資源と伝統を生かした特産品の振興や地域の優位性を生かせる業種等の企業立地など工業の振興を図る。
- 起業化の促進及び産業振興等による雇用機会の拡充を図る。
- 経営の近代化等商業の振興や中小企業の経営革新への取組等の支援を図る。
- 若者の地元就職の促進と働き方改革の推進を図る。
- (独) 奄美群島振興開発基金の業務及び機能の拡充等により群島金融の円滑化を図る。

ア 水産業

(ア) 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における水産資源の維持・増大を図るため，引き続き，魚礁及び浮魚礁の設置による沿岸・沖合漁場の整備開発を推進することにより，資源の有効利用と漁場の高度利用を促進する。

特に，黒潮流域の海域特性を生かし，浮魚礁による生産力を維持するとともに，水産資源の維持・増大を図るための魚礁・増殖場等の整備を進め，漁業の生産性の向上を図る。

(イ) 漁場環境の保全

漁場環境の保全を図るため，関係機関との連携により船舶からの排出油や陸上からの赤土流出による漁場汚染の防止を図るほか，サンゴ礁周辺の漁場を守るためのオニヒトデの駆除対策等を支援する。

また，魚類養殖業については，県魚類養殖指導指針や持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合が作成する漁場改善計画により，適正養殖を推進し，漁場環境の保全を図る。

(ウ) 漁港の整備

漁港は，水産物供給体制の一環を支える水産基盤施設として，また，海上交通の拠点として重要な役割を担っている。

奄美群島は，外海に面し，台風の常襲地帯であるという厳しい自然条件にあることから，安全な漁業活動を確保するための施設整備を行ってきたが，今後は，漁港施設の長寿命化対策を計画的に推進するとともに，水産物の生産・流通等の拠点となる漁港において，大規模地震等に備えた漁港施設の強靱化対策を推進し，新鮮な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備を図る。

(エ) 漁船漁業の振興

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し，漁業生産の向上を図るため，引き続き，漁場及び資源の調査やスマート水産業の普及・研究を推進する。

沿岸・沖合域の漁場造成や漁港の整備を推進するとともに，浮魚礁の積極的な利用，研修会や技術交流等による新しい漁具・漁法の導入を推進する。

さらに，瀬物類をはじめとする資源管理の取組を引き続き推進する。

また，操業に支障を及ぼすサメについては被害対策や加工利用の取組を支援する。

(オ) 栽培漁業の推進

奄美群島の温暖で静穏な海域やサンゴ礁等の恵まれた環境を活用し，種苗生産技術が確立したシラヒゲウニ，ヤコウガイの放流事業化を検討するとともに，特産魚であるスジアラ等の種苗量産技術開発・放流効果調査等を推進し，資源の増大と沿岸漁業者の経営安定を図る。

また，魚介類の餌場や保育場としての機能を持つ藻場を再生するため，南方系ホンダワラ類の藻場造成手法の調査・研究を引き続き推進する。

(カ) 海面養殖業の振興

大島本島の大島海峡や焼内湾等の静穏海域等を中心に営まれているクロマグロやカンパチ等の魚類，真珠，クルマエビ，藻類養殖業については，

引き続きその振興を図るとともに、生産性向上のため、スマート水産業の普及に努める。

また、漁場環境の保全や魚病対策等については、持続的養殖生産確保法に基づき漁業協同組合が作成する漁場改善計画や県魚類養殖指導指針により、適正養殖を促進する。

(キ) 流通の合理化、消費の拡大

奄美群島において生産される水産物の島内外における消費拡大を図るため、直販施設の整備、高鮮度流通や効率的な出荷体制を構築するための施設等の整備を図る。

島外出荷については、輸送経費等のハンディキャップを克服するため、輸送コスト支援や流通拠点となる市場への一元集荷の促進及び流通情報の収集機能の強化を図るとともに、地元水産物のブランド化や県外消費地での販売活動を促進する。

輸送コスト支援については、水産物の沖縄への出荷について、令和元年度から奄美群島振興交付金を活用した奄美群島水産物流通支援事業により、輸送経費削減の支援を行い、生産者の販路拡大、流通の改善・効率化が図られてきた。一方、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業において、奄美群島から沖縄本島への移出についても輸送コスト支援事業の補助対象とすることにより、奄美群島と沖縄の一体的な発展を図るための取組を検討する。

(ク) 水産加工業の振興

かつお節やウニ、モズク、ヒトエグサ等の加工品、練り製品等の既存の加工品に加え、奄美群島の世界自然遺産登録を好材料と捉え、観光客等のニーズに対応した加工品の商品化に取り組むとともに、大消費地での商談会等への参加など、島内外で販路や消費の拡大を図る。

また、地元加工グループ等の資質向上を目的とした加工技術、品質・衛生管理技術の向上を図るための研修会等を実施する。

(ケ) 担い手の確保・育成

新たな担い手の確保を図るため、UIターン等の新規就業希望者を対象とした就業相談や研修を実

施する。

また、意欲と能力のある担い手の育成を図るため、新規就業者等を対象とした漁業研修制度や制度資金の周知・活用、経営改善に意欲的に取り組む中核的な漁業者グループの育成のほか、漁業士を認定し、漁業士活動を促進する。

さらに、女性や高齢者の活動を促進し、多様な担い手づくりに取り組む。

(コ) 漁業協同組合の育成強化

系統組織と連携しながら、研修等による役職員の資質の向上や、健全な運営と経営基盤の強化を図るとともに、漁協合併に向けた取組を促進する。

また、島内外での水産物の消費拡大や地産地消の推進など水産物の積極的な販売供給に努め、組合事業の強化を図る。

(カ) 漁村の生活環境の向上と活性化

地域の水産業の健全な発展を図るためには、安全で快適な活力ある漁村の実現が不可欠であることから、漁港や漁場の整備と連携しながら、集落道、集落排水施設、防災安全施設等の整備により生活環境の改善を促進する。

また、奄美群島の世界自然遺産登録を好材料と捉え、地域水産物の直販施設の整備や奄美の水産資源を生かした体験ツアーの実施等により漁村の活性化を促進する。

イ 林業

(7) 森林整備の推進

国立公園の指定やチップ用材を主体とした木材生産活動など森林に対する社会的・経済的要請等を勘案して、公益的機能別施業森林や木材等生産機能維持増進森林の区分ごとに重視すべき森林の機能に応じた森林整備を図る。

このうち、木材の生産機能を有する天然広葉樹林については、建築内装材等に利用されるイタジイ等の有用広葉樹を育成するため、不用木の除去や密度調整を図る施業を推進するとともに、伐採跡地においては、必要に応じて有用樹の植栽を推進し、森林資源の循環利用と森林の公益的機能の高度発揮を図る。

リュウキュウマツについては、松くい虫被害地区からの松材移動に対する監視を継続するとともに、重要なマツの保護や被害拡大防止のための伐倒駆除、生活環境保全のための枯損木等の伐倒・除去を行うことにより、森林の有する公益的機能の維持増進を図る。

さらに、農地や林地における風害や潮害の防止等を図る上で重要な役割を果たしている海岸防災林については、奄美群島が風衝地帯で強風や高潮の影響を受けやすいことから、地域の要望に応じた整備を計画的に推進する。

(イ) 林業生産基盤の整備

林道については、多面的機能を有する森林の適切な整備はもとより、効率的かつ安定的な林業経営の確立と地域の振興を図るため、自然環境に十分配慮しながら地域の要望に応じた林道の整備を計画的に推進する。

また、林道利用者に対しても安全走行の徹底や生態系の保全に対する意識啓発を図る。

(ウ) 木材生産・加工・流通体制の整備

豊富に存在する広葉樹については、建築内装材のほか、バイオマス発電や薪など燃料用材等としてニーズが高まりつつあることなどから、森林の保全と利用の調和を図りながら、森林施業の集約化や路網整備など、効率的かつ安定的な木材生産体制の整備を促進する。

このため、木材生産においては、奄美大島流域森林・林業活性化センターや地域の林業関係者と連携し、自然環境の保全に配慮した適切な伐採方法や技術の普及定着を図る。

また、島外に出荷する木質バイオマス原料等の輸送費の軽減を図るとともに、生産性の高い事業体の育成や木材加工技術者の育成、製品の開発、公共施設等への木材利用拡大、かごしま緑の工務店の活動支援、群島外への市場開拓等の取組を通じて、奄美産材の生産・加工・流通体制の整備を促進する。

さらに、家畜敷料等としての木質バイオマス利用を促進する。

(エ) 特用林産物の振興

しいたけ、たけのこをはじめ、ソテツやきくらげ、しきみなど、地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを進め、林家等の所得向上と地域林業の活性化を図る。

しいたけについては、群島内の安定的な自給体制を確立するため、生産者組織の育成と温暖な気候条件に適した周年栽培技術の普及・定着等を促進することにより生産量の拡大と品質の向上に努めるとともに、イベント等における即売会や試食会を通じて島内産しいたけの消費拡大を図る。

たけのこについては、タイサンチクやリョクチク等の栽培技術の改良、民間業者等と連携した加工食品の開発等を促進し、需要の拡大と生産体制の強化を図る。

ソテツについては、観賞木用に実が取引されていることから、今後とも、ソテツ林の適切な管理や生産体制・生産基盤の整備、集出荷体制の整備等を促進し、特産品としての振興を図る。

きくらげについては、技術指導を通じて栽培の安定化等を図る。

しきみ等の枝物については、群島内の安定的な供給体制の確立のため、生産技術の普及・定着などにより、生産量の拡大と品質の向上に努める。

(オ) 担い手の確保・育成

林業技術研修制度の活用促進や現地における技術検討会の実施等により、森林の整備や木材の伐採・搬出に携わる林業就業者等を育成し、将来的に安定した労働力の確保を図るとともに、育成に当たっては、自然環境に配慮した森林施業を推進できる人材を養成する。

併せて、林業事業体の経営合理化による労働環境の改善や労働災害防止対策の徹底を図ることにより、林業就業者の定着を促進する。

また、森林組合については、奄美地域を1組合とする広域合併による組織体制の充実強化や、森林組合間の事業譲渡等による連携強化を図ることで、経営の安定や生産性の向上、労働力の確保等を促進する。

(カ) 森林とのふれあいの推進

奄美特有の優れた自然と豊かな景観を維持増進するため、森林の適正な整備・保全を図るとともに、地域住民をはじめ森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくりを推進する。

また、国有林や教育の分野とも連携しつつ、小・中学校等を対象に森林の生物多様性など地域特性を生かした森林環境教育や、そのための指導者の育成に取り組む。

(キ) 森林資源の循環利用及び保全に関する調査研究

森林の多面的機能の維持・発揮を図るため、亜熱帯林の保全・管理に関する調査研究に取り組むこととする。

また、奄美群島国立公園の指定施業要件を踏まえ、自然環境に配慮した森林整備や森林保全に関する調査研究、及び亜熱帯林から生産される奄美産材の有効利用に関する調査研究を推進する。

ウ 商工業

(ア) 工業

a 特産品

地域の資源と伝統を生かした特色ある特産品産業については、生活様式の変化による需要の低迷や輸送経費の負担増など厳しい状況にある。

また、産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化が進んでおり、これに対応した商品開発や販売対策等に取り組んでいく必要がある。

さらに、その他の特産品についても、原料の確保や生産加工体制を整え、域外への販路を拡大していく必要がある。

これらの現状を踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

なお、施策の詳細は第3節1(3)に記載する。

b 企業立地

企業立地による地域産業の振興及び安定した就業機会の創出、確保を図るため、かごしま製造業振興方針(令和3年3月改訂)に基づき、IoT・AIなどのデジタル技術導入による生産性の向上、事

業継続のためのBCP対策など、立地企業へのきめ細かな相談及び支援等のフォローアップ等に努めるとともに、県と市町村が一体となって、特色ある農林水産資源を生かした農林水産資源活用型産業、地理的制約を受けにくい情報通信関連分野、高付加価値小型部品製造業及び伝統ある本場奄美大島紬を生かした繊維関連産業など、奄美地域の優位性を生かせる業種、又はハンディキャップの克服が可能な業種の企業立地の促進を図る。

また、奄美地域の強みである地域資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進する。

(イ) 商業

奄美群島の商店は零細な個人企業が多いことから、中小企業振興資金等を活用するなどして、商店経営の近代化・合理化を図る。

また、群島の中核都市である奄美市の中心市街地においては、質の高い魅力的な商店街づくりを図り、中心市街地活性化の取組を促進する。

その他の地域においては、消費者ニーズへの対応や地域課題の解決に向けた取組などへの支援を行い、事業者、商工団体、地域住民、市町村等と連携の上、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進する。

また、観光客のための商店、商店街づくりや、観光産業とも連携した特産品の開発と販売を促進する。

(ウ) 中小企業

人口構造の少子化・高齢化による需要の変化など、社会経済の変化に対応した新事業の創出やDXの推進による県内中小企業の生産性向上等を促進するとともに、意欲ある中小企業者の経営革新への取組等を支援する。

このため、(公財)かごしま産業支援センターにおいて、中小企業者の多様なニーズに対応した情報の提供や経営診断・助言・ICT活用の促進等の各種支援を行うとともに、他の支援機関・団体との連携体制の充実・強化を図る。

また、中小企業者の経営革新等に向けての自助努力を支援するため、県中小企業融資制度や中小

企業経営革新支援制度の活用を促進するとともに、(公財)かごしま産業支援センター、商工会議所及び商工会など、関係団体における指導事業の充実や人材育成のための研修会の開催など事業活動の促進を図る。

中小企業者の創業・事業再生・事業承継への支援については、地域経済の活力維持が図られるよう、県中小企業融資制度や各種支援制度の活用を促進するとともに、金融機関、商工団体等と連携強化を図る。

(I) 起業支援

新たな雇用の創出や地域の活性化等を図るため、創業又は事業拡大を行う場合などの設備投資資金、運転資金に対する支援を行うほか、産学官、金融機関と連携し、起業に向けた機運の醸成や環境整備を行うとともに、起業の各段階に応じた集中的かつ継続的な伴走支援を実施し、地域における起業を促進する。

また、創業、新分野進出又は規模拡大に取り組む中小企業に対しては、人材育成、研究開発、設備投資等の取組を支援する。

県工業技術センターによる地域資源の高度利用に関する研究を推進し、地域企業への移転・実用化を進めるなど、群島内の豊かな地域資源を生かした商品開発等の取組を支援することにより、起業化や新分野展開への取組を促進する。

なお、情報通信産業については、地理的制約を受けにくいことから、同産業における起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や人材育成の取組の促進を図る。

エ 雇用・ワークライフバランス

企業立地の促進や各種産業の振興による雇用の創出に努めるとともに、以下の取組を推進することにより、雇用の確保及びワークライフバランスの推進を図る。

地域の特性を活かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、奄美黒糖焼酎など地場産業の収益性の向上を図りながら、地域経済の振興発展に取り組む。

県と市町村が一体となって、積極的な誘致活動

や、立地環境の整備、企業立地優遇制度の拡充、人材確保の促進などにより、奄美の特性を生かした企業立地の促進を図るとともに、地域の特性及び地元の創意を生かした産業の発展を支援する。

高度なICT利活用能力を有する人材の育成を促進し、各種産業の立地促進や地元企業の育成、競争力の向上を図る。

各地域の強みである地域産業資源を活用した地元企業による新たな事業展開や新事業の創出などを促進することにより、雇用拡大をはじめとする地域経済の振興発展を図るとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新等へ向けた取組を支援する。

(公財)かごしま産業支援センターなど、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実強化を図る。

また、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、関係機関と連携して開発した技術の普及を図ることなどにより、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新事業の創出への取組を促進する。

地域雇用開発促進法に基づく地域雇用活性化推進事業等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進するとともに、労働者の雇用の安定と拡大を図るために、多様化している企業のニーズに対応した職業能力開発施策を展開する。

農業における雇用の確保については、農業経営の法人化や多角化、企業等の参入など農業経営者の経営基盤の強化を促進するとともに、就業前研修に対する資金の交付などに取り組む。

水産業・林業における雇用の確保については、関係団体等と連携して、就業希望者への就業相談や研修を行うほか、新規就業者を対象とした技術研修等の実施により、新たな担い手の確保・育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の確保については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者

への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進することで雇用確保を図る。

若年者やUIターン者の地元・県内就職を促進するため、県内企業の魅力の向上や情報発信を図るとともに、育児や介護と仕事の両立ができるような、多様で柔軟な働き方が可能な雇用環境の整備に向けた「働き方改革」の推進に取り組む。

また、全ての住民が多様な生活・働き方を選択できる魅力ある地域となるために、性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して働くことのできる環境づくりを促進する。

オ 金融の円滑化

(ア) 群島金融

奄美基金、日本政策金融公庫、民間金融機関がそれぞれの役割・機能を十分に発揮するとともに制度資金等の円滑な融通を行うなど、事業者の資金需要に添っていきることにより産業の振興を図る。

また、経済情勢、災害等の影響を受けた事業者への対応として、金融機関等に対し、返済条件の緩和等、個々の実情に応じた対策を促すとともに、事業者に対する各種制度の積極的な活用を促進する。

(イ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金

奄美基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給することなどにより、地元民間事業者の積極的、主体的な事業展開を支援するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的に設置されており、これまで政策金融機関として振興開発計画と一体的に各種施策を誘導する機能を発揮し、奄美群島の振興を図る上で極めて重要な役割を果たしてきている。

特に、融資業務については、群島の立地条件を生かした産業の振興に重点をおいて、第1次産業はさとうきび、畜産、園芸、漁業、第2、3次産業は大島紬、奄美黒糖焼酎などの特産品、観光、流通及び加工、さらに地域の資源、技術を活用した製造、販売業等に対して長期低利資金の貸付を行っている。また、近年は空家をサブリース形式で賃貸するNPO法人や農作物の収穫作業や加工

品の販売など、障害者に雇用の場を提供する農福連携事業者など地域課題に取り組む事業者に対しても積極的に貸付を行っている。

更に、奄美群島振興交付金事業の一つである島ちゅチャレンジ応援事業に応募した事業計画審査会への参加、行政の補助事業と連携した支援（補助残融資）など新規起業や既存事業者の事業転換・事業拡大の促進のための市町村等との緊密な連携のほか、事業者に対する経営分析、補助金等の情報提供、経営改善に資する提案などのコンサルティングも行っている。

そのほか、奄美群島の地域振興を図るためには、稼いだ所得の流出を防ぐ取組が効果的であり、内閣府や環境省から提供されている分析ツール等を活用して奄美群島の地域経済構造や課題の把握等を行うための「地域経済循環分析研究会」の開催や地元金融機関と奄美基金の企画部門の強化を目指し、協同して事業者の経営に役立つ支援内容の検討を行う「企画担当会議」を設置するなど地元での先導的役割を果たしている。

これらの奄美基金が有する役割については、今回、群島内事業者を対象に実施したアンケート調査においてもその期待の大きさがうかがえるなど、同基金は、今後とも奄美群島の自立的発展を図る上で必要不可欠である。

このようなことから、奄美基金が奄美群島の振興開発に必要な政策金融を担う機関としての機能を果たしていくためには、業務の内容面、組織運営面で審査内容の充実・強化による延滞債権等の発生防止、期中管理の強化、事業再生の取組等によりリスク管理債権を抑制するとともに、資金需要の掘り起こしや既存支援先の高齢化に伴う事業承継支援等に取り組むことにより、一定の金融資産を確保することで安定的な収入を保持し、収支を改善することが必要である。

また、今後とも奄美基金は地域に根ざした公的金融機関として、関係機関・団体と連携し、民間主導の経済振興の動きを作り出すことを新たな役割として、地域経済の高付加価値化と循環型経済の構築を目指した取組をリードしていくことが期待されている。

a 融資業務（既存制度）

奄美群島の経済情勢を踏まえ、成長が期待される農業、観光、情報通信などの分野における起業に対し、群島の産業特性及び群島内事業者の資金需要等を勘案した貸付条件の設定を図る。

また、地元市町村の諸課題に対応する重点施策、例えば空き家を活用した移住希望者の住居確保や農福連携などについて、県、市町村と連携して、金融支援制度を整備するなど、地元への貢献度を一層高める。

b 保証業務（既存制度）

融資業務と同様、奄美群島の経済情勢を踏まえ、保証限度額等の保証条件の改善など、群島の産業特性及び群島内事業者の資金需要等を勘案した保証条件の設定を図る。

c 地域に密着した政策金融機関としての機能強化

第1次産業から第3次産業まで幅広く対応する地域密着型の金融機能を強化するため、「奄美群島成長戦略ビジョン2033」実現に向けた各種政策に連動した融資条件の優遇や地域課題解決に向けた独自制度の創設など機能強化を検討する。

このほか、奄美群島の地域振興に更に資するための内容は以下のとおり。

(a) スタートアップ支援・育成

雇用の創出、地域資源を活用した新規産業の起業及び関連する既存産業の活性化や事業の多角化を図ろうとする起業に対しては、起業時のみならず事業の進展に応じて適切な金融措置が図られるよう支援・育成を継続する。

(b) コンサルティング機能の強化

群島内産業の振興を図るためには、保証及び融資の資金供給業務を適切に行うほか、地域の実態や事業者の状況に見合った各種セミナー、経営サポート等コンサルティング機能を発揮し総合的な支援を行うことが必要であり、このことにより事業者の販路開拓による収益力改善及び経営改善に貢献することが期待される。

特に、令和4年7月には、奄美基金と（公財）かごしま産業支援センターが業務連携・協力に関する協定を締結しており、当該センターのノウハウや専門性（中小企業支援施策の積極的な活用と紹介、よろず支援拠点による中小企業の課題解決支援、各種セミナーの実施協力など）も活用し、コンサルティング機能の強化を図る。

(c) 事業者に対する経営及び再生支援策の取組強化

奄美群島では、大島紬業など従来の基幹産業の低迷が続いており、事業者の経営維持・安定に大きな影響を及ぼしていることから、事業者に対する経営及び再生支援策の取組は、群島内産業の存続、技術等の承継など今後の群島経済の活性化を図る上で重要な業務である。

このため、従来の保証及び融資による資金供給に加え、業況悪化等により経営状況が厳しくなっている事業者等に対し、経営改善計画の作成及び資産・負債の改善に向けた経営サポートなど適切な支援策の実施を図ることにより事業者の経営実態に即したきめ細かな対応を行う。

特に、地域の金融機関並びに事業再生等を支援する「中小企業活性化協議会」、事業承継支援を専門に扱う「事業承継・引継ぎ支援センター」等の関係機関とも連携を図るなど事業者の状況に適した取り組みを強化する。

(d) 地域の関係機関との連携強化

奄美基金の融資や保証に際し、市町村の重点施策に対し利子補給制度や保証料補助制度を導入している自治体の事業者に対しては当該制度の周知を図る。

また、市町村や奄美群島広域事務組合のスタートアップ支援等においては当該自治体の依頼を受け、審査段階から関与しているが、その後の事業発展に適切な支援が行えるよう検討する。

さらに、地元金融機関と共同して奄美群島振興交付金を活用した金融支援事業の提案や事業者のニーズを踏まえたセミナーの企画などを検討する。

その他、引き続き日本政策金融公庫の短期研修（審査・債権管理関係）への参加や合同の勉強会を

実施するとともに県信用保証協会とも合同の勉強会を検討し、審査や債権管理に関する知識を共有するなど、審査体制の見直しやコンサルティング機能の強化に繋げる。

(e) 情報収集・発信機能の強化

群島内での事業経営は、群島経済の動向が強く影響することから、産業・経済・金融等に関する関係機関との積極的な情報交換や連携の強化を図り、群島経済の動向を的確に把握するとともに、情報の発信に努める。

また、群島内事業者においては、奄美基金の融資・保証制度に対する今後の利用意向が非常に高いことから、一層の制度利用の促進を図るとともに、新たな資金需要の掘り起こしを図るため、ホームページや地元市町村の広報誌等を活用することにより、融資・保証制度についての情報提供の強化に引き続き努める。

その他、事業者の実情に応じた行政の補助金等の情報を提供するため、協定を締結した（公財）かごしま産業支援センターや国、鹿児島県、地元市町村などからの情報収集機能を強化し、併せて情報発信ツールの多様化について検討する。

2 移住・交流の促進

[施策の方向性]

- 移住相談から定着まで一貫したサポート体制の充実や空き家の活用・改修等による住居の確保など、移住者を受け入れやすい環境づくりを促進する。
- 移住に必要な情報を全国に向け情報発信し、奄美群島への移住・定住促進を図る。

地域の活力維持・活性化に向けて、移住や二地域居住などを促進するため、市町村における受入体制の充実を促進するとともに、奄美群島UIOターン支援協議会が行う官民一体となった情報発信や相談対応体制の充実を支援する。

(1) 受入体制充実の促進

仕事、住居、子育て、医療などに関する情報や移住体験などの移住支援制度に関する情報を集約

し、相談窓口における情報提供の充実を図るとともに、移住コーディネーターの設置など、移住希望者の相談に応じて地域の実態に応じたきめ細かな支援を行い、移住相談から定着までの一貫したサポート体制の充実を図る。

また、既存の取組と併せて奄美群島の食や自然などの地域資源を活用したワーケーションを促進し、関係人口や将来的な移住者の増加を図るとともに、移住希望者が移住前に地域住民と交流し、移住者が地域コミュニティの中に溶け込みやすくなるための移住体験を促進する。

仕事に関しては、雇用に関する情報提供のほか、起業セミナーをはじめとする創業や事業拡大に対する支援制度の充実など、移住者が仕事をしやすい環境づくりの促進を図る。

住居に関しては、移住者の住居が不足している地域もあるため、今後も増加が見込まれる空き家の改修を含めた、定住促進住宅・移住体験住宅の整備の推進や市町村の空き家バンクによる情報発信のほか、地元住民やNPOと連携して移住希望者の住居の確保を図る。

このような移住・交流に向けた取組を進めていくためには、受入体制の整備等のソフト面とともに、交通・情報通信ネットワークをはじめとした生活インフラの整備も不可欠であることから、その整備も併せて促進する。

また、テレワークやワーケーションの進展に伴い、サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備を推進する。

(2) 全国への情報発信

温暖な気候や豊かな自然環境、生活に密着した伝統・文化、豊かな人情など奄美らしい暮らし方、働き方等について、群島内市町村が連携し、一体となった情報発信や郷友会と連携した都市部での積極的な広報等を促進する。

また、移住・交流相談員の東京への配置、大都市圏での移住・交流セミナーの開催、県の移住サイトを通じて、奄美群島の移住に関する情報の発信を行う。

第2節 世界自然遺産登録等を契機とした自然環境の保全と利用の両立 及び文化の継承を図るための方策

[施策の方向性]

- 「奄美群島自然共生プラン」に基づき人と自然の共生ネットワークの形成を図る。
- 世界自然遺産・国立公園としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立等の取組を推進するとともに、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組の促進を図る。
- 「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用ルールの設定、施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施する。
- 奄美固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進する。
- 複数の世界自然遺産登録地がある全国唯一の県であるメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。
- 奄美群島間及び沖縄との航路・航空路の運賃軽減に取り組む。
- 沖縄県との友好を深める取組や産業連携を進め、官民あげた交流・連携を促進する。

1 自然環境の保全に向けた施策の展開

今後の奄美群島の地域づくりにおいては、世界的にも高く評価される奄美群島の特有な自然環境の価値を、「共生」という観点から見直し、「人と自然が共生する地域」を目指していくことが重要である。

奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針である、「奄美群島自然共生プラン（平成15年9月策定）」では、こうした考えに基づき「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」の3つの転換を基本的な理念としている。

その上で、奄美群島の豊かな自然や希少種、これに関わる個性的な文化等の資源を奄美の「宝」として再認識、再発見し、この奄美の「宝」を核として、それぞれの多様性を尊重しながら、地域

が自ら主体的に行動することを基本として、「人と自然が共生する地域」の構築を目指している。

奄美群島においては、この奄美群島自然共生プランを基礎として、人と自然が共生する地域を目指し、世界自然遺産・国立公園としての価値を有する自然環境及び伝統・文化等の地域資源を生かしつつ有効に活用することにより、地域に経済効果をもたらしながら、地域の振興を図ることが基本となる。

また、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの考え方は、世界自然遺産や国立公園を有する奄美の地域振興を進める上で極めて重要である。

このため、平成27年度に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、過剰利用による悪影響を防ぐための利用ルールの設定、施設整備、持続的な観光利用に向けた取組等を実施するための関係機関との協議検討やモデル事業等を実施する。

また、自然環境の保全に係る財源の確保については、利用者負担を含めた取組の促進を図る。

さらに、奄美群島においては、廃棄物を他の産業が資源として活用することなどにより、全体として環境への負荷ができる限り低減される循環型の社会づくりを目指すなど、身近な生活環境の保全を図るとともに、自然環境配慮型・自然再生型の公共事業を推進するなど、世界自然遺産・国立公園の価値の維持を図るための取組を進める。

(1) 価値の維持に向けた取組の推進

ア 国立公園等保護地域の保護と利用の両立

世界自然遺産の保護担保措置にもなっている奄美群島国立公園について、令和2年3月に策定された国の管理運営計画等に基づき保全管理を推進するとともに、利用者の受入環境整備を進め、保護と利用の両立を図る。

また、利用者負担を含め、自然環境の保全に係る財源の確保に向けた取組の促進を図る。

イ 価値の維持

世界自然遺産・国立公園としての価値が損なわれることのないよう、希少種の保護対策については、奄美希少野生生物保護対策協議会において関係機関との調整を進めつつ、その保護のための適切な施策を講じるとともに、モニタリング調査や情報発信等を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全するための取組を進める。

また、生態系及び生物多様性の保全のため、関係機関が連携し、アマミノクロウサギ等のロードキル（交通事故）や希少種の盗採等への対策の推進や、外来種の対策としてマングース、ノヤギの捕獲、ツルヒヨドリの駆除等を行うほか、ノイヌ、ノネコ等の対策として飼養動物の適切な飼育管理の徹底を促進するとともに、捕獲等を含めた体制整備を進める。

さらに、希少種の生態や生息地等の調査・研究、マングース捕獲等の外来生物対策、保護思想の普及啓発等を総合的に推進するための拠点施設である奄美野生生物保護センターを活用し、情報発信や普及啓発を図る。

サンゴ礁の保護・再生対策については、地域のボランティア、NPO等とも連携して、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査、環境学習等の促進を図る。

この他、過去の人間の活動によって損なわれてきた自然生態系については、より健全なものに甦らせるための検討を行うとともに、国立公園などの保護地域以外においても、希少種の保護を図る。

奄美の世界自然遺産登録に伴う観光客数の増加による過剰利用を防止し、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用のルールの設定、必要な施設整備等の持続的な観光利用に向けた取組を更に促進する。

奄美大島・徳之島の世界遺産センターや奄美自然観察の森等を活用し、関係機関で連携して世界遺産の価値の普及啓発や観光管理の情報発信等に努めるとともに、奄美の豊かな自然と深く関わる

地域文化の研究拠点の在り方についても検討する。

また、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの考え方は、世界自然遺産に登録された奄美の地域振興を進める上で極めて重要である。

このため、奄美群島においては、エコツーリズム推進法を踏まえ、平成29年2月に策定した「奄美群島エコツーリズム全体構想」に基づき奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定エコツアーガイドの育成やツアーの受入体制の整備等を進める。

また、世界自然遺産に関心をもつ利用者に対し、奄美群島固有の自然と文化の魅力を活かした「世界自然遺産奄美トレイル」や奄美群島国立公園の利用を促し、奄美群島全体の持続的な利用促進を図る。

(2) 共生ネットワークの形成

奄美群島の地域づくりにおいては、奄美群島の特有な自然環境の価値を共生という観点から見直し、奄美群島自然共生プランに基づき、人と自然が共生する地域づくりを目指していく。

奄美群島は個々の島ごとに多様であり、また群島全体としても特有な自然を有しており、その自然と深く関わりながら各島あるいは群島全体で特有の地域社会や島唄をはじめとする文化など、伝統や誇りの根源である奄美群島の固有の資源ともいえるものが存在している。

このような奄美の「宝」を有機的に結びつけるために、具体的な課題に応じた関係者のネットワーク、地域住民等のネットワーク及び様々な資源・施設等のネットワークの形成を促進する。

ネットワークの形成に当たっては、市町村や地域住民、NPO等との協働を基本とし、奄美群島の歴史や文化を築いてきた自然環境、それに育まれた生活環境、歴史・文化、伝統技術・伝統芸能や特産品、知恵や技等の収集・整理を促進する。

さらに、自然環境や歴史文化などの研究対象としての奄美の魅力の発信、研究者が奄美に集まる

取組、多くの研究者が訪れた場合の受入体制の整備、研究者が長期滞在して研究・調査できる環境の整備を図る。

また、自然環境の保全・活用等の普及啓発、その価値が広く共有されるための地域の内外への情報発信のあり方の検討等に取り組む。

2 環境文化型の地域文化の継承

奄美群島の豊かな地域文化を振興するため、今後も関係機関等と連携し、伝統文化の保存・継承の推進、文化芸術団体等への活動を支援するとともに、「歌い継ぐ奄美の島唄（歌詞集・CD・DVD）」の積極的な活用や「ほこらしゃ奄美音楽祭」の開催等により、奄美群島の伝統文化の継承や、全国への奄美の魅力の発信に取り組む。また、各種文化施設の積極的活用や島口、島唄大会等のイベントの充実を図るとともに、奄美大島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に務め、その保存・継承を促進するとともに、自然環境や文化、住民生活に配慮した、持続可能な観光振興による交流人口の拡大を図り、環境、社会、経済のバランスのとれた持続可能な島／シマづくりを目指す。

また、学校教育や生涯学習の場で、島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を促進するとともに、「世界自然遺産奄美トレイル」の活用を推進し、奄美群島固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進する。

社会教育の場において、関係機関や団体等との連携により、島唄や八月踊りなどの伝統・文化の保存・伝承を促進する。

また、地域文化の地域住民への普及促進及び有識者による地元学・地域学の展開を図る。

さらに、地域の特色を示し、伝統的とされるものを学術的に調査し、文化財としての価値を付加することによって保存・継承を図るとともに、天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財等の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

加えて、奄美群島の住民だけでなく、県民全てが奄美群島の地域文化や自然環境が本県の財産であることを深く認識するため、鹿児島県本土など

の小中学校の児童・生徒による奄美群島への教育旅行の実施を促す。

3 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

(1) 登録による効果の最大化に向けた取組の推進

奄美・沖縄が世界自然遺産に登録され、本県は屋久島と合わせて2つの世界自然遺産をもつ全国唯一の県であることから、このメリットを生かし、鹿児島と屋久島、奄美群島、さらには沖縄県と連携した共同プロモーション等を実施することにより、誘客促進・交流促進を推進する。

また、今回の世界自然遺産登録の効果が、一過性、限定的にならないよう、地元市町村、観光関連事業者など幅広い関係者と連携を図り、世界自然遺産をはじめとする奄美群島が持つ豊かな自然、個性的で多様な伝統文化等の観光資源を最大限活用しながら、持続可能な観光地づくりを進める。

さらに、世界自然遺産登録の効果を群島各島へ波及させるため、広域観光周遊ルートづくりや、世界自然遺産奄美トレイル、奄美群島国立公園の活用に取り組む。

また、「奄美群島振興交付金」を活用し、鹿児島・沖縄両県が連携の上、奄美群島と沖縄間を結ぶ航路・航空路の運賃を引き続き軽減し、沖縄との更なる交流を促進する。

(2) 沖縄県との交流・連携

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、航路・航空路など両地域間の交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色のある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の歴史民俗・伝統芸能を通じた歴史文化交流、亜熱帯性等の気候を生かした農林水産業等の技術交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、両地域の更なる友好を深める取組や産業連携を進め、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

第3節 稼ぐ力の向上に向けた方策

1 効率的な外貨獲得策

(1) 農業の「稼ぐ力」の向上

ア 担い手の確保・育成

(ア) 経営改善意欲のある農業者の確保・育成

今後の農業・農村の将来を見据え、経営改善意欲のある認定農業者や認定新規就農者などの担い手を確保・育成する取組と併せ、地域の将来の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域計画」の策定・実現に向けた取組を推進する。

a 認定農業者等の確保・育成

市町村担い手育成総合支援協議会の構成員である関係機関・団体の明確な役割分担により、農家個々の課題把握等による経営指導、農地の利用集積等のきめ細かな支援活動を行うとともに、認定農業者等の経営改善に必要な補助事業や制度資金等の施策を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の確保・育成を推進する。

b 農業法人の育成

関係機関・団体との明確な役割分担により、農業法人の設立手続きや労働力確保を含めた労務管理などの研修会の開催、かごしま農業経営・就農支援センターを活用した専門家派遣による個別の経営管理等の助言など、農業経営の法人化や法人経営の体質強化に向けた取組を促進する。

(イ) 新たに就農しようとする者の確保・育成

県内外での就農相談活動や農業大学校での教育・研修、研修施設での新規就農研修、現地就農トレーナーによる助言・指導、研修段階や経営確立に必要な資金の交付などの取組を強化するとともに、経営発展に必要な施設や機械の整備など総合的に支援し、新規就農者の確保・育成を推進する。

(ウ) 女性の農業経営への参画等の促進

家族の話し合いを基本とした家族経営協定の締結を推進するとともに地域農業の方針決定過程へ

の女性の参画を促進し、女性の働きやすい環境整備を図り、農村における男女共同参画を推進する。

また、女性農業者の意欲と能力を高めるための研修会等を通じ、高度な農業技術や高い経営管理能力を持つ地域農業を担う女性農業経営士等の女性リーダーを育成するとともに、地域農産物を活用した起業活動を促進し、農業の振興や農村の活性化の一翼を担う女性の取組を推進する。

(I) 集落を基礎とした農業者組織等の育成・活動促進

農業就業者の減少・高齢化の進行に伴い、地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織等の育成は、ますます重要となってきている。

このため、市町村、農業団体など関係機関と連携して、農業機械の共同利用組織や農作業の受託組織の育成、担い手や高齢農家等も参画した集落営農の取組を推進する。

特に、さとうきびの場合、多くの農家が継続して経営安定対策を活用した営農が展開できる体制の維持に向けて、農作業受委託組織の育成と活動強化を促進する。

(オ) 農福連携の取組の推進

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大にもつながる農福連携の取組を推進する。

イ 農地利用、基盤整備等

(ア) 農地利用

「地域計画（目標地図含む）」の策定により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、農地中間管理事業を活用した所有者不明農地や相続未登記農地の貸借の推進などにより、担い手へのさらなる農地集積・集約化を図る。

また、一定の荒廃農地が存在することから、更なる荒廃農地の発生防止と解消を促進する。

(イ) 基盤整備等**a 農業・農村の整備**

県営事業等により、区画整理、農業用排水施設、土層改良、農道や集落道路等の整備を推進し、生産性の向上と快適な農村環境の保全を図る。

また、赤土流出防止など自然環境等に配慮した生産基盤の整備を推進する。

b 農業用水の確保と畑地かんがい施設の整備

各島の水需要の動向を把握しつつ、地域の特性にあった水資源開発を進め、末端かんがい施設の整備を推進する。

特に、徳之島及び沖永良部島で実施している大規模畑地かんがい事業については、附帯県営事業の早期完成を図り、事業効果の発現に努める。

c スtockマネジメントの推進

これまでに造成された土地改良施設については、長寿命化を図るため、機能診断に基づき作成された保全計画をもとに、適時適切な対策工事を実施するStockマネジメント(※)を推進する。

d 地籍調査事業の推進

奄美群島においては、地籍調査の進捗が遅れていることから、山林・原野の立会手続きを簡素化できる制度や、これまで市町村が実施してきた工程の一部を民間に委託する制度、国の直轄事業である効率的な手法導入推進基本調査などを積極的に活用し、今後とも円滑な地籍調査事業の一層の促進を図る。

e 畜産基盤の整備

肉用牛の低コスト生産のためには、飼養規模の拡大とそれに見合った自給飼料の確保が重要な課題である。

このため、飼養管理施設の整備と併せ、荒廃農地や未利用地の飼料生産基盤としての造成・整備など、畜産基盤の整備を推進する。

※Stockマネジメント：機能診断に基づく施設補修・補強等の機能保全対策を実施し、既存施設の有効活用を図るための技術体系及び管理手法

ウ 付加価値の高い生産、販売、流通**(ア) かごしまブランドの確立等**

安心・安全で品質の良い農畜産物を安定的（定時・定量・定質）に出荷できる競争力の強い産地づくりと、流通・販売対策の強化による県産農畜産物のイメージアップを図る。

沖永良部島・徳之島のばれいしょ、沖永良部島のユリ、奄美大島のパッションフルーツに続く、野菜、花き、果樹のかごしまブランド団体の認定を推進する。

(イ) 畑地かんがい営農の推進

畑かんを生かした収益性の高い営農の実現に向けて、関係機関・団体と連携しながら、推進体制の充実・強化を図るとともに、生産性の高い園芸品目の推進や水利用技術・作付体系の実証等の取組を推進する。

特に、徳之島及び沖永良部島については、営農体系や産地育成のあり方などを示した畑かん営農ビジョンの目標達成に向けて、畑かん通水後の収益性の高い営農の定着に向けた推進活動を展開する。

(ウ) 農畜産物の生産振興及び銘柄産地の育成**a さとうきび**

奄美群島の重要な基幹作物であることから、引き続き、「県さとうきび増産計画」に基づき、収穫面積の確保、品目別経営安定対策に対応した大規模経営体及び小規模・高齢農家も含めた植付けから収穫までの一連の機械作業や労働力不足に対応した作業受託組織等の育成、並びに農業共済や収入保険への加入を促進するとともに、基本技術の励行、病虫害の防除、優良品種の普及などによる単収向上を図り、増産に向けた取組を推進する。

また、これらの取組を通じて、製糖工場における安定的な原料確保と歩留まりの向上等によるコスト低減と安定操業を促進する。

b 野菜

本県野菜の先発産地として露地早出しを中心に、消費者ニーズに対応した安心・安全な野菜の生産拡大を図る。

特に、さとうきびや肉用牛との複合経営の確立や野菜専作農家の育成・確保を推進する。このため、栽培技術の高位平準化や畑かんの水利用による生産性の向上を図りながら、生産・流通コストの軽減を図るとともに、限られた農地で単位当たりの収益性を高めるためのハウス施設の整備、農業機械の導入による労力の省力化、防風樹や防風ネットなどの防風対策等を講ずることにより、トマトやばれいしょ、さといも、かぼちゃ、いんげんなどの産地育成を総合的に支援する。

島内消費向けの野菜については、栽培技術の向上を図るとともに、かごしまの“食”交流推進会議地域協議会等との連携により地産地消の取組を推進する。

c 果樹

多様化する消費者ニーズに対応するため、優良品目・品種への改植・新植を進めるとともに、たんかんやマンゴー等の高品質・安定生産技術の開発・普及、栽培ハウスの整備等を行う。

また、作業の効率化・省力化を図るため、省力機械等の導入や、園内道の整備、土壌・土層改良、防風施設等の小規模園地整備を進める。

さらに、品質や階級の揃った高品質な果実の出荷と島外への販路拡大を図り、ブランド化を推進する。

d 花き

奄美群島は、本県の花き生産において主力産地となっており、今後とも栽培ハウスやかん水施設、平張施設の整備等により、夏季の干ばつや台風、冬季の季節風の被害を軽減し、更なる生産の拡大と品質の向上を図る。

特に、スプレーギクやテッポウユリ、ソリダゴ等を中心に施設化を推進するとともに、奄美の気象条件に適した新品目・新品種の導入を推進し、産地の拡大を図る。

さらに、集出荷施設の整備や選花機の導入など、選花・選別作業の省力化を推進する。

e 肉用牛

奄美群島は、県内でも有数の肉用子牛生産地域

であり、肉用子牛生産には、飼料自給率向上や労働負担軽減が重要であることから、飼料生産基盤の整備や暖地型牧草の単収向上、地域の低・未利用資源の飼料等活用、哺乳ロボットや分娩監視システム等のスマート畜産技術の導入、ヘルパー組織やコントラクターの育成・強化を推進する。

また、生産性の向上を図るため、繁殖技術の向上による分娩間隔の短縮や子牛育成技術の向上による1日平均増体重の改善など子牛の商品性向上を図る。

さらに、家畜衛生対策の徹底による家畜疾病の発生とまん延防止を図るとともに、家畜排せつ物の適切な管理や流通促進等による環境と調和した畜産経営の実現を図る。

f 地域特産物

(a) 葉たばこ

沖永良部島の重要な作物の一つであることから、たばこ耕作組合など関係団体と連携を図り、栽培技術の向上や低コストで高単収・高品質な葉たばこ生産を推進する。

(b) ごま

さとうきびとの輪作体系で重要な作物であることから、実需者との契約栽培を基本に、適切な肥培管理の徹底、は種や収穫作業の省力機械化体系の確立などによる安定生産を推進する。

(c) 茶

茶農家の経営安定を図るため、品種の特性や機能性を生かせる有機栽培や発酵茶などの栽培・加工技術の確立に取り組むとともに、機能性を生かした販促活動等を支援する。

(I) 農産物加工

たんかんやパッションフルーツなどの奄美の特産果実等の新商品開発や加工販売を進めるため、大隅加工技術研究センターにおける新たな加工技術の開発や加工技術の習得のためのセミナーを開催するとともに、開発した商品の商談機会や販売機会の提供による販路開拓、さらには、市町村と連携した加工施設の整備促進など、6次産業化の

更なる推進を図る。

(オ) 農畜産物の販路拡大等

知事トップセールスをはじめ、県内外でフェアを開催し、かごしまブランド産品をはじめとする県産農畜産物の認知度向上とイメージアップを図るとともに、ネット販売やECサイトなどを活用した新たな販路拡大のための環境整備を図るほか、島外から訪問する観光客にも、奄美特産の農産物の購入を促進するため、地元直売所や地元農産物をPRするチラシを、空港やホテルに配布するなど、情報発信を図る。

(カ) 農畜産物の流通対策

農産物の輸送については、集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用したコールドチェーン体制の充実・強化を図る。

また、地域唯一の青果物卸売市場である奄美市公設地方卸売市場の有効的な活用を図る。

奄美群島から関東、関西をはじめとする消費地に農産物等を出荷する場合、本土における陸上輸送費に加えて海上輸送費等が必要となることから、本土への出荷分を対象にした輸送コスト支援を継続するとともに、沖縄と一体的に発展する観点から、輸送コスト支援の対象に、沖縄本島への出荷分も追加することなどの制度拡充を検討するとともに、補助金を活用した生産基盤の強化を促進する。

なお、台風の影響による気象条件等により島外へ出荷できなくなる流通条件の不利性について、代替輸送手段等への支援を行うなど、改善に向けた検討を行う必要がある。

エ 生産性向上

(ア) スマート農業などの農業技術の開発及び普及指導活動

省力化や高品質生産等に向けて、スマート農業（ICT、AI等の活用）の技術開発を進める。県単事業等によるスマート農業機器の実証活動を通じて、費用対効果を検証しつつ、経営規模に見合った導入が図られるよう、事業の活用を含めた支援を行う。

また、地域に密着した試験研究機関である県農業開発総合センター大島支場及び徳之島支場において、亜熱帯性の気候を生かした生産性の高い農産物の安定生産に向けて、さとうきび、亜熱帯果樹・野菜・花きなどの栽培技術や病虫害防除技術、機械化による省力化技術、土壌管理技術の研究開発を推進する。

普及指導活動については、対象農家や地域の課題を明確にし、活動の重点化を図るとともに、関係機関・団体と適切に役割分担しながら、試験研究機関等で新たに開発された技術や優良品種などの早期定着などに向けて、現地の実態に的確に対応した効率的かつ効果的な普及指導活動の展開を図る。

(イ) 動植物の防疫体制

a 家畜衛生対策

周辺諸国で口蹄疫などの海外悪性伝染病が統発しており、家畜伝染病の発生防止及びまん延防止を図るため、家畜衛生対策の徹底を図るとともに、生産性の向上を図るため、慢性疾病対策として農場や畜産関連施設のバイオセキュリティの向上を推進する。

b 特殊病害虫対策

特殊病害虫については、ミカンコミバエ等の侵入防止に努めるとともに、アリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病の防除対策等の充実を図る。

特に、喜界島におけるアリモドキゾウムシは、寄主植物除去、不妊虫放飼及び誘引剤散布による防除の強化、徳之島におけるカンキツグリーニング病は、国の駆除確認調査により、早期根絶に向けた取組を推進する。

(ウ) 鳥獣被害防止対策

市町村鳥獣被害対策実施隊の機能強化を図り、鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみの取組や、侵入防止柵の整備、有害鳥獣の捕獲（市町村境などの広域捕獲含む）など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な被害防止対策を推進し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図る。

また、野生鳥獣の獣肉（ジビエ）の地域資源としての利活用を推進する。

オ 農業災害対策

(ア) 防災・保全施設

台風や季節風など防風対策に配慮したハウス施設、平張施設等の整備や防風樹、台風通過後の除塩対策に必要な機器の整備を推進する。

区画整理等の生産基盤の整備と併せて、老朽化した用排水施設の改修のほか、高潮や津波等による農地の被害を防止するため海岸保全施設を整備するとともに、これらの施設の老朽化対策や整備を計画的に推進する。

また、自然災害時の人的被害を最小限にするため、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の防災対策を促進する。

(イ) 農業制度資金・農業保険（農業共済、収入保険）制度

農業制度資金については、災害が発生した際に、日本政策金融公庫や他の民間金融機関と連携して、被災農家の経営再建を支援する農業制度資金の円滑な融通と既貸付金の償還条件の緩和を図る。

また、関係機関と連携して農業共済や収入保険への加入と災害が発生した際の共済金等の早期支払いを促進する。中でも、加入率の低いさとうきび共済や園芸施設共済の加入面積の拡大を促進する。

カ 農業団体

(ア) 農業協同組合

農業協同組合については、今後とも組織・事業の効率化を促進するとともに、地域農業の担い手づくりなど営農指導體制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販賣体制の強化等を促進する。

(イ) 農業共済組合

農業共済組合については、合併によるメリットを活かし、事務の効率化・合理化を図るとともに、加入率の低いさとうきび共済や園芸施設共済など

の農業共済や収入保険への加入促進により、多様化する農家ニーズに対応し得る災害等に対する支援体制の充実を図る。

キ 安心・安全な農畜産物の安定供給

(ア) 環境と調和した産地づくり

みどりの食料システム戦略を踏まえ、農業による環境負荷の低減を図り、環境と調和した産地づくりを進めることが求められていることから、IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進による化学合成農薬の使用低減を図るとともに、適切に管理された家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進する。

(イ) 食の安心・安全確保

安心・安全な農畜産物を生産する取組を消費者に正確に伝え、安心と信頼を確保する取組が重要となっていることから、GAP（農業生産工程管理）手法を取り入れた「かごしまの農林水産物認証制度」（K-GAP）の普及や国際水準GAPの取組支援により、食の安心・安全の確保を図る。

ク 農村の振興

(ア) 共生・協働の農村づくり運動の展開

集落住民の自主的な話し合い活動を基本に、NPO法人など地域外の活力も活用した共生・協働の農村（むら）づくり運動を推進するとともに複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等の取組を支援し、豊かな自然や伝統文化を生かしながら、地域住民がゆとりとやすらぎを実感できる農村社会の維持・発展を図る。

(イ) ^{みどり}水土里サークル活動等の推進

農地等を保全する地域ぐるみの水土里サークル活動（多面的機能支払交付金）を推進し、国土保全や水源かん養、景観形成など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る。

(ウ) 都市と農村との交流

豊かな自然や伝統文化、亜熱帯性の気候を生か

した多彩な農業・農産物などの魅力を発信するとともに、これらの地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等の受入体制の充実を図る。

また、観光産業とも連携した農林水産業等の体験・交流など持続的なビジネスとしての農泊の取組を促進する。

(2) 観光の「稼ぐ力」の向上

[施策の方向性]

- 持続可能な観光を推進するため、世界自然遺産登録地などの優れた自然環境や、住民が自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図る。
- 奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額向上に向けた施策を展開する。
- 奄美の自然・食などを生かした新たな旅行商品の造成を支援する。
- 国体競技会開催を契機として、群島民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興するとともに、スポーツ大会・合宿の誘致を促進し、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図る。
- 奄美の魅力ある地域資源を活用し、多彩な体験・滞在型観光を推進する。
- 顧客需要を意識したマーケティング戦略を推進し、奄美のブランド化を図る。
- 観光ルートづくりやガイドの育成・確保等受入体制を整備する。
- 新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設整備や、おもてなしを身近に体験できる民泊施設の整備を促進する。
- 奄美群島へのアクセス改善等観光交通体系を整備する。
- 移動コストの軽減により群島内外の相互交流を促進する。
- 世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の

構築を促進する。

- 奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間の交通の利便性向上を図りながら、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。
- ICTの活用等により魅力ある観光情報の発信を図る。
- 地域産業と連携した、奄美の「食」の提供や体験型観光等を推進する。
- 奄美固有の自然や歴史、文化等を伝承・活用する活動を促進する。

奄美群島は、世界自然遺産としての価値を有する亜熱帯性・海洋性の優れた自然や特色ある貴重な動植物に加え、大島紬や奄美黒糖焼酎等の特産品や食、島唄、八月踊り、六調、闘牛等に代表される独自の伝統・文化等に恵まれている。

また、奄美パーク・田中一村記念美術館、黒潮の森マングローブパーク、奄美大島世界遺産センター、タラソ奄美の竜宮、徳之島なくさみ館等の個性的で多様な観光施設が整備されてきており、これらを活用した観光の振興は、奄美群島の地域の活性化を図る上で大きく期待されている。

観光は、関連する産業の裾野が広く、地域経済に大きな波及効果をもたらす総合産業であり、奄美群島においても、地域活性化等を支える基幹的な産業として将来の成長が期待されることから、観光地域としての「稼ぐ力」を引き出す取組を進める必要がある。

このため、奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数のみを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額向上に向けた施策を展開する。

また、デジタル技術の活用などによる観光関連産業の生産性の向上を図るとともに、観光業界だけでなく、商工業者、農林水産業者、地域住民などを含む幅広い関係者が連携したDMOなど「稼げる観光地域づくり」を推進するための組織づくりや人材育成等による体制整備のほか、観光地の高付加価値化を図る。

さらに、世界自然遺産登録を踏まえ、奄美群島の豊かな自然や、個性的な文化等を、他の地域にはない奄美固有の魅力として地域住民が再認識し、その魅力を国内外に情報発信するとともに、これらの魅力を体感できる個性あふれる観光地づくりや景観形成、交通体系の整備を図る必要がある。

このため、奄美群島の多様で豊かな自然や、個性的な伝統・文化等の地域資源を有効に活用し、奄美の魅力を生かした新たな旅行商品の造成を支援し、個性豊かなイベントの開催、国内外からの各種スポーツ合宿の誘致、この地域ならではの体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

また、(一社)奄美群島観光物産協会を中心に、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、島コーディネーターの活用や、観光ガイド、インストラクター、地域通訳案内士等の人材の育成・確保等の受入体制づくりを促進し、奄美ならではのおもてなしの充実を図ることにより、商業主義化されたりリゾートではなく、魅力と個性あふれる観光地づくりを促進する。

さらに、今後増加が見込まれる中国等の東アジアを中心とする海外からの観光客を視野に入れた国内外からのクルーズ船の誘致など群島内外を結ぶクルージング観光等の観光交通体系の整備、奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光・情報発信の拠点として、マスコミやインターネット等を活用した魅力ある観光情報の発信を図り、質の高い観光地づくりを促進する。

これらの観光施策の展開にあたっては、デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、効果的な施策の展開を推進する。

ア 観光資源の持続可能な活用と観光消費額の向上

持続可能な観光を推進するため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、世界自然遺産登録地や国立公園などの優れた自然環境や、住民が自然とかかわり、相互に影響を加え合いながら形成、獲得してきた環境文化などの保全を図るとともに、こうした奄美群島の魅力や特性を生かし、奄美のブランド化を図りながら、入込客数の

みを意識することなく、適切なターゲット設定を行った上で、国内外からの誘客施策や一人あたり観光消費額向上に向けた施策を展開する。

また、特定の地域の過剰な利用や不適切な利用は、自然環境等への影響が懸念されるため、引き続き奄美群島内での周遊促進に一層取り組むとともに、国、市町村等と連携して利用ルール等の利用者への啓発やエコツアーガイドの育成に取り組む。

また、季節分散の取組を進めるほか、自然環境の保全に配慮したエコツーリズムや質の高い自然体験、奄美の動植物など自然を身近に体験できる環境学習を推進するとともに、奄美群島の豊かな自然環境など、多様な観光資源を生かし、MICEの誘致を促進する。

特に、エコツーリズムについては、世界自然遺産登録を踏まえ、学術的な価値が極めて高い奄美の自然や歴史文化を研究している研究者等と連携を強化し、研究成果を反映させたより質の高いエコツアー等を促進する。

また、観光業界だけでなく、商工業者、農林水産業者、地域住民などを含む幅広い関係者が連携したDMOなど「稼げる観光地域づくり」を推進するための組織づくりや人材育成等による体制整備のほか、観光地の高付加価値化を図る。

さらに、奄美のゆったりと時を過ごせる空間、健康増進・癒し効果が検証されたタラソセラピー、島唄・八月踊りや長寿食材など奄美群島が持つ資源や魅力を活用し、癒しと健康を求めて島外の人々が訪れ、移り住みたくするためのPR活動を促進するとともに、奄美の自然・食などを生かした新たな旅行商品の造成を支援する。

また、「ほこらしゃ奄美音楽祭」を実施し、奄美の独自の文化である島唄の魅力を発信することにより、奄美の自然や文化に対する理解を深めるとともに、島唄を観光素材とした誘客を促進する。

スポーツキャンプや合宿等については、一年を通じて温暖な気候と、名瀬運動公園陸上競技場や天城クロスカントリーパークなど群島各地のスポーツ施設を生かし、国内外からの誘致を促進する。

また、国体競技会開催の実績や経験を生かし、

大規模なスポーツ大会の誘致を促進する。

様々な海洋レクリエーションや、各地の島唄、八月踊り、六調などの伝統芸能、個性豊かなイベントなど、奄美の魅力ある地域資源を生かした体験学習や沖縄等との連携等の充実を図りながら、教育旅行の誘致を促進する。

さらに、奄美の健康・長寿・癒しに関する豊かな地域資源を有効に活用し、自然のリズムに近いゆったりとした生活様式や独特の食など、スロライフやスロフードを体験できる様々なプログラムの充実を図りながら、引き続き、体験プログラムを集積した「あまみシマ博覧会」を実施するとともに、旅行商品化に向けた磨き上げや農林漁業体験の提供など、多彩な体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

これらの観光施策の展開にあたっては、デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、交流人口の拡大や特産品の販路拡大等を促進する。

イ 観光施設等の受入体制の整備

奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光拠点として位置づけ、黒潮の森マングローブパークや奄美大島世界遺産センターなど群島各地の様々な観光施設等との連携強化を図り、周遊性のある観光ルートづくりを促進する。

また、外国人旅行者の増加も見据えながら、観光施設の相互連携を図り、その効用を高めるため、外国人観光客も含め全ての観光客が各観光地間を分かりやすく快適に移動できるよう、外国語併記の観光案内標識等の設置や街並み整備、沿道の植栽等やトイレ、休憩所等の施設整備を図るとともに、インターネット等を活用した観光地間の交通アクセスの情報発信など利便性の向上を図る。

さらに、観光施設等においては、高齢者や障害者等はもとより、全ての観光客が安全かつ快適に観光を楽しむことができるよう、バリアフリー化を促進する。

このほか、島唄や八月踊り、六調、闘牛等の奄美ならではの伝統・文化を気軽に楽しめるような体験型観光に対応した施設の整備を促進するとと

もに、観光客の本物志向・体験志向に対応するため、鶏飯や豚骨、山羊料理等の伝統的な奄美特有の料理が味わえる施設や、奄美の特色ある食材等を使った特産品等の加工体験施設の整備を促進する。

また、スポーツ施設等については、国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い受入環境づくりを促進する。

さらに、メジャースポーツやトップアスリートだけではなく、様々な競技及びレベルのスポーツ合宿を受け入れ、奄美群島におけるスポーツツーリズムを促進する。

宿泊施設については、一部で新築等が見られるが、一般的には老朽化が進んでおり、民間活力の導入を図りながら、新たな観光ニーズにも対応した質の高い施設や、長期滞在に対応できる低廉な施設、奄美ならではのおもてなしを身近に体験できる民泊施設等の整備や改修等を促進する。

「奄美らしさ」を体験してもらうためには、民泊が有効な手段であることから、施設整備の在り方に加え、受入側向け制度説明会の開催、地域推進組織への支援について検討する。

このほか、(一社)奄美群島観光物産協会、市町村、関係機関・団体等と連携を図りながら、奄美ならではのホスピタリティあふれるサービス提供体制づくり、外国人観光客も含め全ての観光客が安心して観光できるような観光案内機能の充実、地域の自然や歴史、文化等の奄美ならではの地域資源を観光客に紹介する島コーディネーター、観光ガイド、インストラクター、地域通訳案内士等の人材の育成・確保、マリンスポーツや大島紬の泥染め体験など特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供する「あまみシマ博覧会」の充実など、観光客の受入体制の整備・強化を図り、訪れる誰もが奄美の観光を満喫することにより、リピーターの確保につなげる。

また、グローバル化社会の進展に対応するため、将来の奄美地域の発展を担う青少年による国際交流事業を促進し人材育成を図るとともに、今後増加が予想される外国人住民の地域社会参画を促進する多文化共生の取組を推進する。

ウ 観光交通体系の整備

奄美群島へのアクセスを改善するとともに、群島内外を結んだ周遊型観光を推進するため、奄美群島と本土、沖縄及び各島間の交通体系の改善・充実を図る必要がある。そのために、空港・港湾等の交通拠点の整備を促進する。

航空路線については、県管理空港の着陸料軽減や運航費補助などにより、その維持・確保を図るとともに、鹿児島、東京、大阪、沖縄等を結ぶ路線において、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航空運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大を図ってきたところである。世界自然遺産登録による効果を群島全体へ波及させる周遊促進策により、これまで以上に回遊性を高める。

また、群島内空港における国内チャーター便運航へ引き続き支援を行うとともに、世界自然遺産登録などにより、奄美群島の国際的な知名度の向上が見込まれるため、鹿児島空港を経由したプライベートジェットや国際チャーター便の群島内空港への就航促進に向けた取組の検討を行う。

航路については、観光客の交通手段でもある定期航路の維持・確保を図るとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

また、鹿児島～奄美群島各島～沖縄間を結ぶ航路では、「奄美群島振興交付金」を活用し、観光客等に対する航路運賃の軽減を実施することで、奄美群島における交流人口拡大を図ってきたところであり、引き続き、更なる交流人口の拡大に向けた施策を検討する。

さらに、クルーズ船や定期船による観光交流を振興するために既存施設の有効活用を含めた受入環境の整備を図る。特に、国内外からのクルーズ船の誘致については、世界自然遺産を生かしたクルーズ商品の構築を促進する。

道路交通については、各島の主要観光ルートとなる縦貫・循環道路等の整備を推進するとともに、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレ等を整備するほか、奄美らしい景観が保全されるよう路傍植栽等の管理を図る。

島内交通手段については、観光客の利便性の向

上や島内の周遊性を高めるため、定期観光バスや観光タクシー等の整備・充実について各島内の関係事業者等による検討を促す。

加えて、奄美大島へのLCC就航等による交流人口の拡大を生かし、群島間や沖縄間との交通の利便性向上を図るとともに、「奄美群島アイランドホッピング検討事業」の結果も踏まえ、世界自然遺産登録の効果を群島全体へ波及させる取組を推進する。

エ 国内外に向けた魅力ある観光情報の発信

観光情報の発信については、現代人が求めている「癒しの空間」としてのイメージを定着させられるような情報発信を戦略的に展開する。

特色ある貴重な動植物や島唄、八月踊り、六調、闘牛等の独自の伝統・文化など、個性的で多様な地域資源を基本とした、高いメッセージ性を有する奄美の観光ブランドの形成、定着化を図る。

また、奄美パークを群島全体の観光・情報発信拠点として位置づけ、来訪客へ世界自然遺産の価値をガイドランス的に伝えるため、展示リニューアル等の施設改修を行い、県外在住の群島出身者等の協力も得ながら、県内における他の地域や沖縄等には見られない奄美の特性を踏まえ、奄美の観光に対するイメージアップを図る。

(一社)奄美群島観光物産協会のホームページのポータル機能強化等を図り、デジタル技術を活用したマーケティング結果に基づき、戦略的かつ効果的なプロモーションを行うことにより、交流人口の拡大や特産品の販路拡大等を行う必要がある。

奄美群島の特徴ある多様で豊かな自然や、個性的な伝統・文化等といった奄美の持つ多彩な魅力を積極的に海外へ情報発信するとともに、人・物・情報に関する様々な交流活動を展開し、交流人口の増加を図る。特に、今後も目覚ましい経済発展・人口増加が期待され、地理的・歴史的にも関係が深いアジア地域との交流を一層促進する。

さらに、(一社)奄美群島観光物産協会等との連携を図りながら、首都圏をはじめ、直行便のある地域等での観光展や旅行会社等へのセールスの実施、奄美群島への旅行会社等の招請、航空会社や

旅行会社とタイアップした群島各島の周遊ツアーや沖縄等と組み合わせた広域的な旅行商品の造成支援等を進める。

また、中国人観光客向けの数次ビザを利用した沖縄経由のルート形成、国際チャーター便やクルーズ船を利用した海外からのツアー造成等に向けた誘致セールスなど、国内はもとより、アジアをはじめとした海外からの誘客促進を図る。

オ 地域産業との連携

観光は、農林水産業、商工業等とも関連した裾野の広い産業であることから、より一層、産業間の連携強化を図ることにより、質の高い観光地づくりや魅力の発信を行う必要がある。

このため、地域の農林水産業と飲食、宿泊業等の観光業界との連携による地元食材や食文化を生かした奄美の「食」の提供やPRを促進する。

また、農林水産業や大島紬等の特産品など地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かしたブランド化の推進を図るとともに、特産品、土産品の開発・提供やPRを促進する。

カ 外国からの観光客誘致に向けた観光施策の推進

世界自然遺産登録や持続可能な観光地の国際的な認証団体への選出などにより、奄美群島の国際的な知名度の向上が見込まれるとともに、今後増加が見込まれる中国等の東アジアを中心とする海外からの観光客を視野に入れ、中国人観光客向けの数次ビザを利用した沖縄経由のルート形成、国際チャーター便やクルーズ船を利用した海外からのツアー造成等に向けた誘致セールスなど誘客促進を図るとともに、多言語によるインターネット等での情報発信や外国語併記の観光案内標識等の設置を進め、また、クルーズ船の寄港や国際チャーター便運航に係るCIQ要員配置が円滑にできるような仕組みづくりの検討など、海外との交流促進のための環境整備を図る。

キ 持続可能な観光の推進体制の整備

世界自然遺産に登録され、観光客の更なる増加

が見込まれる中、持続可能な観光を推進するために必要な自然環境や文化の保全、観光客の受入環境整備等に活用できる財源については、利用者負担を含め、確保を図るための方策の検討が必要である。

また、こうした取組により、観光客の責任ある旅行の意識付けや行動変容にもつなげられるほか、自然環境や文化の保全と活用の理解促進につなげていく。

(3) ものづくりの「稼ぐ力」の向上

ア 大島紬

需要開拓や収益性の向上を図るため、大消費地において、大島紬の魅力を発信しながら、産地自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め、流通チャネルの多様化を図る。

また、産地の商品開発力や販売力の強化を図るため、異業種の民間企業等と協働で行う大島紬の素材や技法を生かしたデザイン性や機能性に優れた新たな商品開発や販路開拓を行うための取組を促進する。

同時に、締工や織工等の各工程の技術者の高齢化、後継者不足も課題となっているため、市町の大島紬後継者育成施設や伝統工芸士（※）との連携を図り、各工程に従事する人材の確保・育成を図るとともに、島外の若者等のインターンシップや地域おこし協力隊等の活用など、移住促進対策と連携した後継者の確保に向けた取組を促進する。

イ 奄美黒糖焼酎

域外への販売力の強化を図るため、国内では首都圏や東北を重点的に、若者をターゲットにしたプロモーションや大手酒販店等と連携した消費拡大キャンペーン等を展開するとともに、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、認知度向上と販路拡大を図る。

また、海外においても、米国、EU、アジアを重

※伝統工芸士：経済産業大臣指定の伝統工芸品の製造に従事している技術者の中から、高度な技術・技法を保持する者を（一社）伝統的工芸品産業振興協会が認定している。

点的に、世界の酒類業界関係者へ奄美黒糖焼酎の特長や魅力を発信するとともに、輸出商社等と一体となった営業活動を展開し、輸出促進を図る。

さらに、国内外の嗜好やニーズに対応した商品開発、島内産黒糖の使用による付加価値の高い商品作りや海外でも認知しやすい統一したラベル表示などを行い、ブランド力の向上を図る。

また、焼酎蒸留液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用に向けた取組を促進するとともに、鹿児島大学等と連携し、県工業技術センターによる技術支援を通じて焼酎の製造技術の高度化や焼酎産業を担う高度な知識と技術を持つ人材の育成を図る。

ウ その他の特産品

奄美群島特有の豊富な資源や地域の特性を生かした新たな商品開発や、付加価値の高い商品づくりが必要である。

鹿児島ブランド支援センターやかごしまの新特産品コンクール等を活用し、新たな商品の開発や商品の改良を促進するとともに、ECサイトの活用や大消費地での商談会、展示会などへの出展、地域商社等と連携した域外への商流構築に向けた取組などにより、域外への販路の拡大を図る。

また、地元市町村において、農商工等の連携による特産品の開発等の取組を図る。

2 域外への資金流出を防止するための方策

(1) 再生可能エネルギーの導入の促進

域外への資金流出を防止するための方策としては、これまで化石燃料を域外から購入していたが、再生可能エネルギーの導入を進めることにより、化石燃料の一部が再生可能エネルギーに置き換わり、資金流出を抑制することができる。このため、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進する。

(2) 食育及び地産地消の促進

家庭や学校、地域等において、農林漁業体験や奄美の食材を使った郷土料理等の体験などを通じて、食を大切に作る心や食に対する感謝の念の醸成、食を選択する力を身に付けるなどの食育を推

進するとともに、「かごしまの味」に制定した料理や菓子をはじめ、それぞれの島に伝わる奄美の食文化の継承を推進する。

また、学校給食や病院等への地域食材の供給を通じて、地域の農林水産業や農林水産物の理解促進を図るとともに、飲食店、ホテル、直売所等における島野菜をはじめとする地域の食材活用や食文化を生かした奄美の「食」の提供による地産地消を推進する。

(3) 高等教育機関の設置

新たな高等教育機関の設立については、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における議論や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。また、高等教育機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

3 域内における経済循環を促進するための方策

(1) 産業を支える人材の確保・育成

産業人材の確保については、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するとともに、関係団体による移住希望者に対する情報発信等と連携して、奄美群島外からの人材確保を図る。

また、都市圏の企業等に勤務する専門人材を、リモートワークなどにより副業・兼業人材として活用するほか、ワーケーションによる都市圏の人材と地域との交流により、奄美群島の産業を支える人材の確保を図る。

農業においては、関係機関・団体等と連携した継続的な経営・技術指導等により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者など担い手の確保・育成を図る。

併せて、新規就農者については、UIターン者等への就農相談活動や市町村研修施設での技術研修等により、新規就農者の確保・育成を図る。

さらに女性農業経営士の育成等により、女性の農業経営等への参画意欲を高め、その能力が発揮できるよう支援するとともに、高齢農業者の豊富な経験や知恵・技術を生産活動や地域活動に生かす環境づくりを推進する。加えて、地域内の農商

工を連携させた取組を推進するため、中核的役割を担う人材に対して、販売やパッケージングなどビジネス力強化のための人材育成を行い、農業を中心とする新たな特産品ビジネスの創出を促進する。

小・中学校等における食育を推進することで豊かな人間性を培い、子どもたちの農林水産業に対する理解の促進を図る。

観光においては、観光産業を奄美の成長に資する基幹産業とするためにトップレベルの経営人材、観光産業を担う中核人材、即戦力となる実務人材の各層において、観光産業の担い手の育成を図る。また、奄美特有の観光資源を活用した地域観光（エコツアーガイド認定制度による質の高いサービス提供等）を担う人材を育成する。

増加が見込まれる外国人観光客等への対応については、地域通訳案内士等の育成・確保を促進する。

情報通信産業においては、地理的制約を受けにくい特徴を生かし、起業化や新事業創出を進めるための拠点施設の活用や地元企業におけるICT人材の育成を促進する。

水産業においては、新規就業希望者等を対象とした「かごしま漁業学校」等の漁業研修制度等の充実を図るとともに、地域の漁業士、漁協や市町村等で校正される「新米漁業者みまもり隊」の活動を支援することで、新規就業者の確保・定着や意欲的な取組を行う漁業士などの中核的な漁業者の育成を推進する。

林業においては、(公財)鹿児島県林業担い手育成基金など関係団体等と一体となって、「鹿児島きこり塾」をはじめとする林業技術研修等を通じて、新規就業者の確保・育成と就業者の定着促進を図るとともに、経営改善指導等の実施により事業体の育成・強化を推進する。

商工業においては、本場奄美大島紬協同組合による大島紬の技術指導、技術相談等の取組の支援を通じて大島紬の後継者育成を促進するほか、新事業の創出や起業化の促進、製造業を支える人材の育成など、関係機関と連携を図りながら、起業家や中小企業等の人材育成を図る。

(2) 奄美群島振興開発基金の機能強化

奄美基金においては、域内における経済循環に資するため、地域内の食材や再エネの活用など、地域経済の域内循環率向上に役立つ取組に対する融資条件の優遇等を検討する。

(3) 産学官金の連携

現在、奄美群島広域事務組合と奄美基金が主導し、「地域経済循環分析研究会」を立ち上げ、内閣府等の分析ツールを用いて域内から流出している所得等を把握・検証することにより、データに基づいた効果的な施策に繋がることを目標としている。

域内における経済循環を促進するためには、群島内で作られているものを地元で消費する「地産地消」や群島内で消費するものは地元で生産する「地消地産」、付加価値を付けた奄美独自のものを島外へ出荷して外貨を得る「外貨獲得」、奄美の自然・歴史・文化などを学び、観光客が感嘆するサービスを提供し相応の対価を得る「高付加価値化」などがある。

そのため、今後、地域の課題解決に意欲のある民間事業者のプラットフォームを作り、互いのアイデアやリソースを持ち寄り意見を出し合うなど産学官金のネットワークを活かし、地元事業者の既存商品や既存ビジネスの高付加価値化や新たなソーシャルビジネス化などを進める必要がある。

また、奄美群島の経済振興（高付加価値化、経済循環）や地域課題解決のため、奄美基金が産学官金の連携のハブとなり、地域に根ざした公的金融機関として、高等教育機関等から取得した情報の提供や地元金融機関と共同で取りまとめる金融支援事業の提案、経済循環に資する金融支援などが考えられる。

第4節 奄美群島が抱える条件不利性の改善

[施策の方向性]

- 情報通信環境の整備については、国の動きも踏まえ、市町村とも連携を図りながら、必要な取組を進める。
- デジタル人材の確保を図るため、民間の取組を促進するほか、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材の育成や、住民の情報活用能力を向上するための学習機会の拡充を図る。
- くらし・産業・行政のデジタル化により、奄美群島が抱える地域課題の解決を図る。
- 各主体が、それぞれの課題に応じてデータを分析・活用し、ニーズの多様化等の環境変化へ適切に対応することを目指すとともに、県、市町村が保有するデータについては、可能な限りオープンデータ化に努める。
- 航路・航空運賃及び農林水産物等を出荷する際の輸送コストの軽減を継続するとともに、事業の充実・拡大及び利用促進を検討する。
- 対象品目の更なる拡充、畜産物の対象品目への追加など、制度の拡充を検討する。
- 本土との格差が生じている物価格差の縮小を図る。
- 加計呂麻島、請島、与路島の島外車検に伴う車両航送費の支援措置の実現に向けて取り組む。
- 空港、港湾、道路等交通基盤の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。
- 近年の記録的な集中豪雨や台風被害を踏まえ、防災及び国土保全施策を推進する。

1 デジタルによる社会変革

社会・経済・産業構造など、私たちを取り巻くあらゆる環境がデジタル化しつつある中で、新しい商品やサービスを開発し、人々の生活をより良いものにしていくためには、デジタル技術をこれまでの手段の代替や改善、拡張に用いるだけでなく、変革、創造に活用していく必要がある。

IoT技術やクラウドサービスなど、デジタル技術は進化を続けており、こうした技術革新は、これまでの常識を覆し、更なる変革や創造を後押ししている状況にある。

デジタル化は、離島地域の条件不利性を、大幅に軽減させることが見込まれることから、奄美群島においては、デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させる「デジタルによる社会変革」、すなわちデジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation(DX))を目指した取組が必要である。

(1) 情報通信基盤の整備

奄美群島における情報通信環境の整備は、離島地域の条件不利性を軽減させることが見込まれることから、重要である。

国は、「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、5Gやデータセンターなど、デジタルに関連するインフラの整備や新サービスの実装に向けた制度改革、新たな人材の開発・活用の仕組みなどの事業環境の整備等、地方を支えるデジタル基盤の整備を進めることとしており、このような国の動きも踏まえ、市町村とも連携を図りながら、必要な取組を進める。

また、高齢者など、デジタル機器を使いこなせない人も想定し、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現」に向け、国のデジタル格差対策の動きも踏まえながら、住民がデジタル機器に触れ、活用する機会の創出促進に取り組む。

(2) デジタル人材の活用・確保・育成

デジタル人材には、データ分析やICTへの造詣、情報システム全体をマネジメントする能力など、多岐に渡るスキルが求められている。

また、デジタルによる社会変革を進める上では、デジタル技術を理解する人材のほかに、ビジネスとデジタルをコーディネートできる人材の育成・確保が必要であると言われている。

官民ともに不足しているデジタル人材について

は、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材を活用する」、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材に移住等してもらう」、「島内でデジタル人材を育成する」など、デジタル人材の活用・確保・育成につながる取組を促進する。

小・中学校においては、GIGAスクール構想により整備した校内の通信環境と児童生徒1人1台端末を活用するために、デジタル教材の活用や教職員への研修を行い、ICT活用指導力の向上を図る。また、県域教育用アカウントを用いた交流学习の実施や学習支援ツールの活用、学習履歴の管理等、各種オンラインサービスの利活用を図るとともに、プログラミング教育や情報モラル教育等を充実させ、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する。

大学や専門学校の新規学卒者においては、就職してから一人前になるために、情報通信企業が実施する人材育成・研修にかかるコストを軽減する市町村の取組を促進する。

生涯学習・社会教育においては、住民の情報活用能力を向上するための学習機会の拡充や、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

(3) 官民のデジタル化の推進

くらしのデジタル化においては、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指し、全ての住民がデジタルの恩恵を享受できる社会の実現を目指す。

その中で、医療や福祉、交通など、住民の生活に直結する分野をはじめ、防犯や防災など、安心・安全な社会を実現するためにデジタル化を進める。

産業のデジタル化においては、農林水産業をはじめ、製造業や建設業、観光業など、各分野におけるデジタル化に向けた取組を支援し、既存製品・サービスの付加価値化や新たな製品・サービスの創出を目指す。

そのため、IoT・AI等のデジタル技術により、「労働集約型作業の業務の効率化を図りたい」、「既存事業の利益率向上を目指したい」、「新たな製品・サービスを開発したい」など、各事業者の意向・状況に応じて、必要な支援を提供する。

また、瀬戸内町では、民間企業と連携し、ドローンを活用した離島間での物資輸送の実証実験が進められている。外海離島である奄美群島は、地域課題も多く、実証実験の効果を測定しやすいことから、民間企業と連携し、ドローンをはじめとする先進技術を取り入れた実証実験の場として活用を促進する。

行政のデジタル化においては、行政手続きのオンライン化を進めることにより、住民が行政機関に出向くことなく、迅速かつ簡単・便利に行政サービスを受けることができるようになることを目指す。また、デジタル化により行政事務の効率化を進め、人口減少や少子高齢化による働き手の減少や、デジタル化できない、若しくはしない方がよい分野への人的資源の再分配を行い、住民一人ひとりの要望に応じたきめ細かな行政サービスの提供を目指す。

(4) データの利活用の推進

デジタルによる社会変革を進めるためには、ドローンや人工衛星、IoT等を活用したセンシングデータなど、デジタル化で新たに獲得できるようになったデータも含め、あらゆるデータから、「変革」の元となる材料を見つけることが重要である。

また、データに価値を持たせるため、収集したデータをAIなどの技術も駆使しながら分析することにより、様々な意味や知見を取り出し、さらに、業務処理の効率化等に活用する必要がある。

県、市町村、民間企業等の各主体が、それぞれの課題に応じてデータを分析・活用し、創意工夫しながら、多様なサービスの迅速かつ効率的な提供や改善を行い、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化へ適切に対応していくことを目指す。

データは幅広く利活用されることで、その価値が最大限発揮されることから、県、市町村が保有するデータについては、可能な限りオープンデータ化する。

2 運賃、輸送コストの軽減

外海離島である奄美群島において、航空路線は住民の往来や産業活動、観光客等の群島内外のア

アクセスにとって極めて重要な交通手段となっている。

しかしながら、沖縄と比較した場合、利用者数や便数、使用機材の大きさなどに差があることなどから、奄美路線が割高となっており、奄美群島の人口一人当たり所得が237万円（平成30年度）と全国平均と比べ大きく下回っている実態も合わせ考えれば、奄美群島の航空運賃は、家計にとって大きな負担となっている。

また、観光振興を図る上では、地域間競争の支障となっている。このように、航空運賃の軽減は、奄美群島の住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図るために重要な課題であることから、平成26年度から奄美群島振興交付金を活用し、奄美群島航空運賃軽減事業において、離島住民割引制度の拡充を図ったところである。

同事業については、鹿児島－奄美群島路線及び奄美群島間路線を対象としている現行制度から、地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との交流を促進するため、奄美群島－沖縄間路線についても、対象路線に追加することや準住民の対象拡充（介護帰省者等）について検討する。

また、奄美群島から関東、関西をはじめとする消費地に農林水産物等を出荷する場合、本土における陸上輸送費とは別に必然的に海上輸送費用等が必要となっている。

現在、奄美群島振興交付金を活用して実施している奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業については、引き続き事業を実施することにより条件不利性の改善を図る。

また、沖縄の離島地域においては、定住促進等の観点から沖縄本島への輸送コストを補助対象としていることから、これと同様に、奄美群島から沖縄本島への農林水産物等の移出についても輸送コスト支援事業の補助対象とすることにより、奄美群島と沖縄の一体的な発展を図るための取組を検討する。

出荷団体が作成する生産振興計画については、適切な助言・指導を行うとともに、必要な支援措置を講じ、地元生産者の生産性向上や雇用の拡充、人材の育成を促進する。また、事業の利用促進を図るための取組を検討するとともに、事業者が安

心して同事業を活用できるよう、台風等の気象条件等により出荷できなくなる農産物等の代替輸送手段等への支援方法について、運送事業者や出荷団体等の意向を踏まえて検討する。

さらに、奄美群島の生産者が抱える不利性を解消するため、これまで対象としていなかった畜産物について、その輸送や移入に係るコストに対する支援の実施、加えて、野菜等の既存の区分の中での対象品目の拡充など、事業の充実・拡大について検討する。

また、原材料等の移入についても、支援対象品目数が農林水産物及び加工品を合わせて各市町村3品目までと限定されていることから、支援対象品目数の拡充について検討する。

なお、沖縄県農林水産物条件不利性解消事業においては、畜産物が対象品目になっているほか、野菜等の区分内の対象品目について制限が設けられていない。

普通航空運賃の比較

航空路線	賃率（円/km）
沖縄・羽田間	29.8
奄美・羽田間	39.7

※賃率＝普通航空運賃/区間距離

3 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担の軽減

(1) 物価の軽減

品目別にバラツキはあるものの依然として本土との格差が生じている物価については、その格差発生の要因や実態を踏まえながら格差縮小を図る。

ア 物価格差の縮小

奄美群島においては、生活関連物資の多くを本土からの移入に依存しており、物流コストが上乗せされること等により、本土に比べて総体的に物価が高く、群島民の生活の負担となっている。

ガソリン価格については、既存の軽減措置があるものの、本土に比べて依然として割高であり、日常生活や産業振興等に大きな影響を与えていることから、揮発油税等の軽減などによる価格引き

下げが図られるよう取り組む。

さらに、本土との地域格差を縮小する観点から、消費税の負担軽減について検討する必要がある。

物価の比較（令和4年7月）

単位：円

区 分	本土平均価格(A)	奄美群島平均価格(B)	(B)/(A)
レギュラーガソリン	179	197	1.10
軽油	156	181	1.16
トイレットペーパー	477	467	0.98
うるち米	2,057	2,274	1.11
牛乳	234	280	1.20
牛肉	724	943	1.30
まぐろ	473	476	1.01
キャベツ	194	248	1.28
きゅうり	544	548	1.01
ミネラルウォーター	109	146	1.34

※価格は消費税込み

県職員及び県内8市町に配置された民間調査員が、1品目につき61店舗を抽出し、調査したものであり、すべての市町村の店舗を調査したものではない。

資料：県消費者行政推進室

イ 物資の価格及び需給の安定

生活関連物資の価格及び需給の安定を図るため、引き続き動向を調査・監視する。

また、地元市町村等と連携して、本土等からの供給方法や島内での安定的な備蓄方法の在り方についての検討を行う。

ウ 一時的な価格上昇の防止

台風等による海上輸送途絶時に懸念される一時的な価格上昇や便乗値上げを防止するため、価格及び需給状況の調査・監視を行う。

エ 関係業界への協力要請

本土との価格差の大きい生活関連物資について流通実態調査を行い、必要に応じて関係業界に対し価格差縮小に向けての協力要請を行う。

オ 消費者意識の啓発等

生活関連物資の価格の安定や円滑な供給等に資するとともに、消費者と事業者が意見交換を行う離島物価問題懇談会の開催や、物価に関する情報提供を行う。

(2) 島外車検に伴う車両航送費の負担の軽減

加計呂麻島、請島、与路島の島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

4 交通基盤の整備

(1) 航空交通

ア 空港の整備

奄美群島は、その地理的条件から高速交通体系を維持し、隔絶性の軽減を図ることが重要であることから、空港の整備については、航空機の安全運航の確保及び航空輸送需要の動向に対応した滑走路などの空港施設の更新・改良等を推進する。

また、老朽化が見られる喜界・徳之島・沖永良部・与論空港の旅客ターミナルビルについては、当該ビルを所有する民間事業者の意向を踏まえ、支援のあり方について検討する。

イ 航空路の整備

航空路線は奄美群島の住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることが

ら、引き続き国と協調した運航費補助や機体購入費補助を行うなど、国や航空会社と連携しながら、鹿児島、東京、大阪、沖縄等の各空港及び各島間の路線の維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。また、国に対しても、財政支援措置の拡充など離島航空路線の安定的な運航を確保するための支援策等の維持・充実を図るよう、働きかける。

(2) 海上交通

ア 港湾等の整備

(ア) 定期船対策の推進

亀徳港等の定期航路の主要港においては、定期フェリー等の安定的な運航を図るため、外郭施設を整備することで、補完港利用に伴う利用者や貨物等の移動コスト等の削減を図る。

(イ) 既存施設の有効活用

定期船が利用する港湾においては、岸壁エプロンや防舷材等の定期的な補修を進めるとともに、港湾施設の老朽化対策を推進する。

(ウ) クルーズ船受入れの対応

奄美群島においても、多くのクルーズ船を受け入れられるように既存施設の有効活用も含めた受入環境の整備を図る。

イ 航路の整備

航路は、奄美群島の住民の生活や産業活動にとって極めて重要な交通手段となっていることから、引き続き、運営補助等を行うなど、国や航路事業者と連携しながら、その維持・充実を図り、運賃軽減を継続するとともに、運賃軽減の拡充を検討する。

(参 考) ※ 離島関係法の動き

○沖縄振興特別措置法（H24.3改正）

- ・一括交付金の創設（人・物の移動コストを軽減する制度を実施）

○離島振興法（H24.6改正）

- ・「人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実」に特別の配慮」の

規定を追加

- ・離島活性化交付金等の創設
- ・「離島航路・航空路の支援に関して必要となる新たな法制の整備を含めた支援のあり方について検討」（附帯決議）

(3) 陸上交通

ア 道路の整備

外海離島の隔絶性を解消し、本土との近接性を確保するための空港・港湾の整備とともに、これらの空港・港湾とのアクセス向上や地域間の交流を促進するため、各島内を縦貫・循環する道路の整備を推進する。

災害に強い道づくりを進めていく上で、交通の途絶が予想される箇所等の防災対策や橋梁など道路施設の老朽化対策を計画的に推進する。

また、バス路線など生活道路の整備を進めるとともに、自然環境との調和を図りながら、地域住民の利便性・安全性・快適性に配慮した道路整備を計画的に進める。

さらに、遅れている市町村道の整備については、住民の日常生活に不可欠な道路であることから、引き続きバス路線や生活路線等となっている市町村道の重点的な整備を図る。

イ 路線バス等

各島において、地元市町村と連携して、バス事業者の生産性向上の取組等を促進するとともに、地域公共交通確保維持改善事業等の活用により、地域間幹線系統や廃止路線代替バスの路線維持を図る。

また、コミュニティバスやデマンド型交通など、各地域の実情に合わせた多様な運行形態への転換を促進する。

5 防災及び国土保全

(1) 消防防災の充実

ア 消防

奄美群島の火災・救急業務等の消防力の向上を図るため、県消防・防災ヘリコプターの活用を含め、常備消防体制の充実・強化を図るとともに、消防ポンプ自動車やはしご自動車等の資機材の整

備や、防火水槽等の消防水利施設の整備を促進するほか、高規格救急自動車の導入や救急救命士の養成及び資質向上並びに処置範囲の拡大を図る。

また、災害時における集落の孤立化に対応するため、消防団活動の活性化や救助資機材等の充実及び県消防・防災ヘリコプターと関係機関との相互応援体制の充実を図る。

さらに、住宅用火災警報器の設置及び定期的な維持管理を促進するなど住民の防火意識の啓発を図る。

イ 防災

集中豪雨や台風、地震・津波等による災害の未然防止を図るため、避難所の指定や各種施設の総合的な整備を推進する。

また、平成22年10月の奄美豪雨災害をはじめとするこれまでの多くの災害を踏まえ、奄美群島住民の生命・安全確保と避難時の良好な生活環境を確保するため、奄美群島防災関連施設整備事業による避難施設の機能強化、通信設備の整備などの防災対策を推進する。

さらに、住民や防災関係機関等への迅速・的確な気象・河川・土砂災害等の情報提供体制の整備や、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底に努めるとともに、避難行動要支援者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化を図る。

また、災害時における相互応援体制の確立やボランティア活動の促進を図るほか、県消防・防災ヘリコプターや奄美ドクターヘリを活用し、迅速な応急対策の推進や災害時救急医療体制の整備など災害支援体制の充実を図る。

(2) 治山対策の推進

ア 山地治山

台風や集中豪雨・地震に起因する山地災害箇所や山地災害危険地区について、自然環境や生態系等に配慮した復旧治山事業や予防治山事業等の治山対策を推進し、荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止策を講じるとともに、既存施設の点検・補修等を図る。

また、治山施設の整備等に加え、山地防災ヘル

パー等を活用した山地災害危険地区の地元住民への周知など、ハード・ソフトが連係した防災対策を推進する。

イ 海岸防災林の造成

台風や冬季の季節風等の影響を直接受ける海岸地帯の人家や農地等を保全するため、自然環境及び生態系等にも配慮して、海岸防災林の計画的な造成・整備を図る。

また、防潮・防風等の機能を十分に発揮させるため、防災林の適切な維持管理に努めるとともに、施設点検や補修等の実施による老朽化対策の推進を図る。

ウ 保安林の整備

保安林の機能を維持・増進するため、自然環境及び生態系等にも配慮して、保安林改良事業や保育事業を積極的に推進する。

また、公益的機能の発揮が要請される森林については、積極的・計画的に保安林指定を推進する。

(3) 治水対策の推進

あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の水災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

ア 河川

奄美群島の河川において、河川の氾濫等による浸水被害の軽減や再度災害防止を図る。特に、平成22・23年度の豪雨により甚大な浸水被害が発生した住用川等については、重点的な河川整備の推進を図る。

準用河川についても、引き続き整備を促進する。

また、奄美群島の河川流域には、南西諸島独特の動植物が多く生息・生育しており、リュウキュウアユ等の絶滅危惧種も見られることから、自然環境及び生態系等に特に配慮し多自然川づくりを推進する。

既存施設の老朽化対策の推進、適切な維持管理、寄洲除去に努める。

あわせて、河川砂防情報システムによる河川情

報の提供や、浸水想定区域の指定などソフト対策を推進する。

イ 土石流対策（砂防）

大島本島及び徳之島の地形は、山地が非常に急峻で、急流かつ流路延長が短いという特徴のある溪流となっており、その下流の狭い土地に集落が形成されていることから、頻繁に来襲する台風に加え近海の活発な地震活動ともあいまって土砂災害の危険性が高くなっている。

このため、土石流危険溪流の防災対策を基本に、要配慮者利用施設への土砂災害を防止する堰堤等の施設整備を積極的に推進するほか、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。特に、施設整備に当たっては、県溪流環境整備計画に基づき、奄美の豊かな自然環境及び生態系等に配慮し、溪流を遮断しないスリットタイプの堰堤等を整備するとともに、砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、既存施設の老朽化対策を推進する。

ウ 地すべり対策

山地の亀裂や斜面の滑落段差など被害が生じている地すべり地区の現状を把握しつつ、人家、公共施設、耕地等に甚大な被害を及ぼすことが予想される地域においては、自然環境や生態系等にも配慮して、地すべり防止施設等の整備及び砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、既存施設の老朽化対策を推進する。また、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

エ 急傾斜地崩壊対策

地形・地質・気象等による土砂災害が起こりやすい条件下にあるため、がけ崩れによる人家、公共施設等への被害のおそれのある地域において、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。要配慮者利用施設や避難関連の施設保全を重点的に行うとともに、砂防関係施設の長寿命化計画に基づき、既存施設の老朽化対策を推進する。また、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。なお、急傾斜地崩壊防止施設等

の整備に当たっては、自然環境や生態系等にも配慮した整備を図る。

(4) 海岸保全の推進

台風常襲地帯であり、また、地震活動が活発であることから、高潮や津波等による災害を防止するため、海岸保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策を推進する。

また、整備に当たっては、利用しやすく、自然環境や生態系等にも配慮した海岸整備を行う。

(5) 港湾整備の推進

大規模地震発生後の海上交通ルートによる避難・救助・復旧作業等に対応するため、重要港湾の名瀬港において、耐震強化岸壁や防災拠点となる緑地等の整備を進める。

また、奄美群島全体において港湾施設の老朽化対策を推進する。

第5節 奄美群島の生活基盤の確保・充実

[施策の方向性]

- 離島の妊婦健診・出産，不妊治療の受診に対する支援など保健医療施策を推進する。
- 地域の実情に応じた在宅医療と介護が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築や深化に向けた施策を推進する。
- 定住の促進に資する地域人材の育成のため，地元指導者の確保，指導者のスキル向上に必要な知識などを取得できる機会の提供や環境整備などを促進する。
- UIターン者が子育てや働きやすい環境の整備を促進するとともに，都市圏の企業等に勤務する専門人材をリモートワークなどにより，副業・兼業人材として活用する取組を促進するほか，伝統・文化や産業を支える人材の確保・育成に資する各種研修制度などについて検討する。
- 上下水道，区画整理，公営住宅，交通安全施設など，生活環境を整備する。
- 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の取組を推進する。
- 小規模貯留施設等の整備及び老朽化したダムやため池等の補修・改修を計画的に推進し，水資源の安定確保を図る。
- 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進等資源・エネルギー施策の推進を図る。

1 保健医療福祉

(1) 保健医療

ア 健康づくりの推進

(ア) 健康増進

「健康かごしま21」に基づき，健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目指して，子どもから高齢者に至るまでの生涯を通じた総合的な健康づくりを進める。

また，循環器病等による早世の減少を図るため，減塩習慣化などによる生活習慣病の予防・改善や，

自殺の背景にあるうつ・ストレスについての正しい知識の普及など，こころの健康づくりを推進する。

さらに，高齢化の進行を踏まえ，高齢者が要介護状態となる要因の一つである脳卒中をはじめ，ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知症等の予防も推進する。

(イ) 保健活動の推進

a 母子保健

離島であるという地理的な特性や，母子保健医療に係る社会資源が少ないことなども念頭に置いて，「かごしま子ども未来プラン2020」（県次世代育成支援対策行動計画（令和2年3月策定））に基づき，今後とも，関係者，関係機関・団体との連携を図りながら，安心して妊娠・出産ができる環境整備を推進するとともに，常駐の産科医のいない離島の妊婦の健診・出産や生殖補助医療の受診に要する交通・宿泊費用に対する助成等，妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るとともに，ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対する保健指導，総合的な小児医療・周産期医療の充実など，安心して子どもを産み育てられることができる環境づくりを推進する。

また，発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児等に対して，乳幼児発育発達クリニックを開催し，相談及び早期の発達訓練指導等の実施や療育施設等の照会を行うなど，引き続き母子健康医療対策の充実を図る。

b 成人保健

生活習慣病の予防に重点を置き，地域・職域・学域保健の連携による住民の生活習慣の改善など，住民の主体的な健康づくりを支援するとともに，市町村等各保険者による特定健康診査・特定保健指導，健康増進法に基づく検診や健康教育，さらに，介護保険法による生活機能評価など一体的な取組を促進する。

また，人々のライフステージや生活の場に応じ

た、こころの健康の保持・増進に努めるとともに、関係機関が連携して、地域の実情に応じた自殺予防にかかる啓発活動の強化や相談支援体制の充実を図り、地域ぐるみの自殺対策を推進する。

c 歯科口腔保健

歯科疾患予防や生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上を図るため、生涯を通じた歯科口腔保健の観点に立った健康教育や保健指導、歯周病検診やオーラルフレイル予防対策を含めた成人期及び高齢期の口腔健康管理等の効果的な歯科口腔保健対策を積極的に推進する。

d 結核

定期健康診断は、感染予防と早期発見・治療につながることから、保健所や市町村を通じた受診の徹底と健診未実施事業所の解消を図る。

また、BCG接種の意義・効果について、実施主体である市町村と連携しながら、広く島民に普及啓発し、接種の機会の拡大を徹底し、接種率の向上を図る。

患者管理の徹底については、治療率の向上に有効な服薬支援に医療機関と保健所が連携して取り組み、治療中断のリスクや患者の利便性を考慮して、患者の治療開始から終了までの支援計画を作成し、完全治療を図る。さらに、結核の発生動向の情報を迅速に県民及び医療機関等の関係者に公表し、結核の予防に関する有効かつ的確な対策を図る。

イ 保健医療体制の総合的整備

(7) 保健所等の機能充実

地域の特性である共助の精神及び社会福祉等の関連施策との連携に配慮し、地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬、徳之島両保健所の地域保健に関する広域的、専門的及び技術的機能を強化し、市町村をはじめ健康関連団体を支援するとともに、新たな感染症の発生及びまん延時に備え、保健所の機能強化を図る。

さらに、市町村と共同で地域リーダーの育成や健康づくりのモデル地域の実践例による啓発を図り、住民による主体的な健康づくり活動を促進す

る。

(イ) 医療体制の整備

奄美群島の医療については、医師をはじめとする医療従事者の確保を図るとともに、限られた医療施設や医療従事者等の医療資源の有効活用により、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る包括的な医療供給体制の整備を図り、可能な限り群島内で完結させることを目標とする。

県立大島病院においては、高度・専門医療や地域に不足する医療機能の充実を図るため、施設・設備の更新や高度医療機器の整備・更新等により医療水準の向上を図るとともに、代診医派遣など、へき地医療支援機能の充実・強化を図る。

また、県立大島病院を中心として、医療連携体制の充実を図るとともに、地域医療構想調整会議等を通じた医療機関相互の協議を促進し、病床機能の分化・連携を推進する。さらに、県医師会が運営する「かごしま救急医療遠隔画像診断センター」の活用等ICTを活用した遠隔医療を促進する。

無医地区等の医療については、巡回診療を行う医療機関への支援を行うなど受診機会の確保を図る。

救急医療については、地域救命救急センターとして、県立大島病院が、24時間365日救急患者を受け入れており、県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による救急医療体制の充実に努める。

さらに、奄美ドクターヘリについて、安定運用を図るため、フライトドクター等の養成・確保に努める。

また、消防・防災ヘリコプターによる救急医療体制の強化など関係機関と連携し、引き続き、離島緊急搬送体制を維持していく。

新たな感染症の発生及びまん延時に備え、病床や外来医療の確保など医療提供体制の整備が図られるよう努める。

(ウ) 医療従事者の確保

a 医師・歯科医師・薬剤師

医師については、自治医科大学卒業医師の活用

や、鹿児島大学医学部の地域枠入学制度と連動した医師修学資金の貸与、ドクターバンクかごしまの運用、臨床研修医の確保など、市町村とも一体となって総合的な医師確保対策を図る。県立大島病院においては、平成26年6月に開設した臨床研修センターを活用し、研修医の確保及び研修体制の充実を図る。

歯科医師については、鹿児島大学など関係機関団体と協力しながら歯科医師の確保に努める。

薬剤師については、未就業薬剤師の掘り起こしや郷土出身薬学生の実務実習の受入、地元での就職の呼びかけなどを行い、薬剤師の確保を図る。

b 看護職員

看護職員については、質の高い安全な医療を提供するため、看護師等養成所への運営費の助成や看護学生に対する看護職員修学資金貸与などにより新規卒者の確保・定着を図るとともに、病院内保育所への運営費の助成等による離職防止を図る。

また、新人看護職員や教育担当者等に対する研修の実施や特定行為に係る看護師の養成を促進するなど住民の複雑化する健康ニーズに対応できるよう資質向上を図る。

c 管理栄養士及び栄養士

市町村や給食施設への管理栄養士又は栄養士の配置の継続とともに、栄養士会等と連携し管理栄養士等の資質向上のための研修会等の開催を支援する。

(2) ハブ対策

ア ハブ駆除対策の推進

住民に積極的なハブ捕獲を奨励し、ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き、市町村と協力して生きハブの買上を実施する。

また、これまでの研究成果を踏まえ、ハブとの共存に関わる総合調査事業として、ハブの餌動物である野ネズミの生息状況や個体数の変動調査を実施するとともに、学校におけるハブの生息調査等を通じて住環境からのハブの駆除と、自然の中でのハブとの共存法の研究を行う。

さらに、ハブ講習会を開催し、住民に最新情報を含めたハブの危険性とその対処方法について普及啓発を行うとともに、エコツアーガイド登録者や観光客等に最新のハブ情報の提供、発信を行う。

イ ハブ咬傷対策の推進

ハブ咬傷は、局所の病変の進行が早く、咬傷直後の適切な応急措置が重要であることから、毒の吸い出しに効果が認められる携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、治療用血清である「はぶ抗毒素」を市町村や病院、診療所等に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

ウ 買上ハブの有効活用

ハブ捕獲奨励買上事業において買い上げたハブについては、ハブ加工業者や食品製造加工業者への払い下げを行う等、ハブの有効活用を図る。

(3) 社会福祉

ア 高齢者福祉対策の充実

市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、地域づくりの担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどにチャレンジできる取組の促進を図る。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状況に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上に努める。

また、高齢者の外出や買い物等の多様なニーズに対応できるよう、サービスや身近な通いの場の創出を行う生活支援コーディネーターの人材育成等を推進する。

認知症施策については、認知症予防や早期診断・早期対応を推進するとともに、認知症の人とその家族への支援の充実を図る。

イ 障害者福祉対策の充実

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されている「障害者総合支援法」の円滑な推進を図る。

(7) 相談支援体制の充実

障害福祉サービス等の提供に従事するサービス管理責任者や相談支援専門員等の専門職員の資格取得研修等により、障害福祉人材不足の解消に努める。

これにより、事業所の人材確保の支援及び地域における相談支援の司令塔となる「基幹相談支援センター」における人材不足の解消及び設置促進を図る。基幹相談支援センターでの対応が困難な課題については、市町村で設置している各地域自立支援協議会や圏域で設置されている地域連絡協議会及び県自立支援協議会による助言等を行うなど、地域における関係機関等が連携して、障害者等への支援に係る課題を協議し、対応策を検討する相談支援体制の整備に努める。

(イ) 工賃向上計画の推進

令和3年10月に策定した「県工賃向上計画（令和3～5年度）」に基づき、対象事業所の工賃向上に向けた主体的な取組を推進する。

ウ 児童福祉対策の充実

国の子ども・子育て支援新制度等を踏まえ、女性の就業等の増加や就労形態の変化、児童数の推移をみながら、児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

また、様々な保育ニーズに対応した多様な保育サービスを提供するために、保育人材の確保・育成を進め保育の質の向上を図り、特性のある子どもや医療的ケア児等の受入、子どもが安心して生活することができる環境づくりの充実を進める。併せて、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの設置促進など、市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを図る。

エ 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等により母子・寡婦・父子家庭の社会的、経済的な自立を促進するとともに、ひとり親家庭自立支援給付金事業による給付金の支給や就業支援講習会の開催などにより就労支援を推進する。また、家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導の充実・強化を図るほか、母子・父子家庭等の健康保持と生活安定のためのひとり親家庭医療費助成事業など諸施策を推進する。

オ 地域福祉の推進

全ての人々が住み慣れた地域において、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら、安心してくらすことのできる地域共生社会を実現するため、今後、地域における住民主体の課題解決力強化と市町村における相談支援体制の構築、市町村地域福祉計画の策定を促進する。

このため、地域住民等の地域福祉活動への参加と協力が不可欠であることから、地域の多様な主体が、地域課題を主体的に把握し、解決を試みることができる体制づくりの構築を図るとともに、地域福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会とも連携を図りながら、市町村社会福祉協議会の基盤強化を図る。

カ 生活困窮者対策等の実施

生活困窮者に対しては、生活保護に至る前段階で自立促進が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、相談対応のほか、就労や家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に実施するとともに、引き続き制度の周知を図り、制度の活用及び支援への参画を促す。

また、生活保護受給者に対しては、その困窮の程度に応じて必要な保護を講じ、最低限度の生活の保障を行うとともに、就労可能な者に対しては、ハローワークとの連携により自立支援プログラムを実施するなど、被保護世帯の自立に向けて積極的に支援する。

2 教育及び人材育成

(1) 教育

ア 学校教育の充実

(ア) 幼稚園・認定こども園教育

幼稚園及び幼保連携型認定こども園については、地域の実情等を踏まえ、適切な整備を進める。

また、幼稚園教諭・保育教諭の研修の充実を図る。

(イ) 義務教育

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善などを通じた思考力・判断力・表現力等の育成や問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度を育むとともに、少人数学級のよさを生かした個別最適な学びの充実を図る。

また、地域の鳥唄、八月踊りなどの伝統・文化や、世界自然遺産に登録された豊かな自然環境を生かした体験活動を取り入れるなど、総合的な学習の時間等を活用し、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実を図り子どもたちの豊かな心を育む。

また、行政と連携し、積極的に離島留学を受け入れるなど学校の活性化を図る。

不登校児童生徒への支援を図るため、学校が関係機関等と連携しながら、居場所づくりや教育相談体制の充実を促進する。

さらに、小規模校における隣接校との集合学習や大規模校等との交流学习等の学校間交流を促進するとともに、GIGAスクール構想により進んだICT環境の整備を踏まえて、より積極的に遠隔教育システムを活用し、通常授業等における合同授業等の推進・充実を図る。

また、AIやIoTなど、急速に発展する社会の情報化に対応するため、学校におけるICTを効果的に活用した「個別最適な学び」や「協働的な学び」の推進、プログラミング教育や情報モラル教育等の取組の充実を通して、次世代に求められる情報活用能力の育成を図る。

また、教員の指導力向上のため、外部人材やWEB等を活用した研修等の充実を図る。

児童生徒の体力については、運動好きな子ども

の育成を図るため、研修等により教員の指導力向上に努めるとともに、一校一運動や小・中学校の学級や学年単位で取り組む「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組等を推進し、運動習慣の育成やバランスのとれた体力の向上を図る。

小・中学校の校舎や屋内運動場、給食施設などの学校施設については、老朽化した施設の計画的な改築、改修等の整備を促進する。

また、へき地教員住宅については、不足戸数の解消や老朽化対策を促進する。

(ウ) 高等学校教育

学校が地域や家庭と連携しながら「開かれた教育課程」の実現を目指すとともに、教員の授業改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進する。

また、離島という地理的条件を勘案しながら、GIGAスクール構想により整備が進んだICT環境で、積極的な遠隔教育システムの活用や、ICTの活用により可能となる学習スタイルの構築を進め、特色ある学校づくりに努めるとともに、多様化した生徒の実態に対応し「個別最適な学び」の充実を図る。

さらに、高校生が地元企業を知り、自己の職業適性及び将来設計について考える良い機会とするため、インターンシップや企業訪問等、地元企業との連携を積極的に促進する。

高校生の体力については、研修等により教員の指導力向上に努めるとともに、学級や学年単位で取り組む「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組等を推進し、運動習慣の育成やバランスのとれた体力の向上に努める。

学校施設については、引き続き老朽校舎等の改築や大規模改修、体育施設の整備等を進める。

高校未設置の離島に住む高校生は、島を離れて進学せざるを得ないなど、居住費等の教育に係る経済負担が重くなっていることから、その軽減を図るため、離島高校生の修学の支援を促進する。

(エ) 特別支援教育

自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、発達障害を含めた特別な教育的支

援を必要とする児童生徒に応じた学びの場（特別支援学校，特別支援学級，通級による指導，通常の学級）において，一人ひとりの教育的ニーズに最も的確にこたえるよう，よりきめ細かな指導・支援の充実や学習環境の整備を図る必要がある。

このため，地域や保護者等の特別支援教育に対する理解を深めるとともに，就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を整備し，自立と社会参加の実現を図る。

小・中学校，高等学校については，特別支援教育の充実を図るため，個別の指導計画等に基づく校内における支援体制づくりに努めるとともに，教員に対する研修や県立大島養護学校による巡回相談の充実を図る。

また，県立大島養護学校については，在籍する児童生徒への教育を充実させるとともに，関係機関と連携し，巡回相談等を通じて小・中学校の特別支援学級や高等学校への支援を行うなど，奄美地域における特別支援教育のセンター的な機能の充実を図る。

(オ) 高等教育機関

離島においても高等教育の受講を可能とする遠隔教育について，超高速ブロードバンドの整備などの情報通信技術の発達を生かし，本土と同等の教育環境の整備を促進する。

鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室については，受講生確保のための広報活動や受講科目の充実などの取組を促進するとともに，鹿児島大学の国際島嶼教育研究センターとの連携を図る。

また，専修学校については，離島地域における専門教育機関として健全な発展が図られるよう，運営状況調査等を通じて助言・指導等を図る。

放送大学については，県立奄美図書館内に設置されている放送大学鹿児島学習センター奄美再視聴室の利用も含め，関係機関と連携して周知に努める。

新たな高等教育機関の設立については，奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議における議論や，関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。また，高等教育機関の設立に係るその他の動きが

ある場合は，必要な情報共有や支援等について検討する。

イ 生涯学習の推進

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学・短期大学，民間教育機関等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様な学習機会を提供する。

図書館や公民館等生涯学習の拠点となる施設や設備については，地域住民の学習ニーズに対応するため，情報機器の更新や適切な維持補修，計画的な老朽化対策を促進する。

奄美群島内の拠点図書館である県立奄美図書館を中心に，全ての群島内の公共図書館（室）をネットワーク化し，多様なサービスを提供できるよう情報発信等の機能の拡充を図る。

生涯スポーツの推進については，マイライフ・マイスポーツ運動（※）に基づき，各市町村と連携して総合型スポーツクラブの育成・支援に努めるとともに，各市町村のスポーツ・レクリエーション活動を積極的に促進する。

社会体育施設については，今後も地域スポーツの振興を図るため，維持補修や老朽化対策を含め，地域の実態に即した計画的な施設設備の整備を促進する。

(2) 人材育成

ア 地域を支える人材の育成・確保

これからの奄美を担う人材を育成・確保するため，郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識等の醸成を図るインターンシップ，外部講師の活用などを推進する。

また，青少年の自立の精神と豊かな感性の醸成，国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を家庭・学校・職場・地域等が一体となって積極的に推進する。

※マイライフ・マイスポーツ運動：「すべての県民が，それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ，スポーツをとおして，支え合うことのできる活力ある社会づくりを目指す」ことを目標とした本県の生涯スポーツの推進のための運動である。

さらに、奄美の伝統・文化を担う人材の育成を図るため、学校の学習活動の中などで伝統的な祭り・行事に触れる機会を設けるとともに、民俗芸能等の発表の機会の提供や、継承活動の取組の紹介等により保存・継承の意欲を高め、将来の担い手の確保を図る。また、文化財を活用した学習の場の提供と地域の文化財等の学校教育、地域活動への活用を促進し、郷土教育の充実を図るとともに、地域住民を中心とした多様な主体の参画による持続的な伝統・文化の保存・継承活動の支援・促進を図る。

環境教育・環境学習等を推進し、環境保全のための具体的な実践活動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を進める人材の育成を図るとともに、奄美の自然や歴史、文化等についての知識を有するガイド等の人材の育成を促進する。

新たな高等教育機関の設立については、奄美大島総合戦略推進本部の有識者会議での議論や、関係市町村長の判断等を踏まえて検討する。また、高等教育機関の設立に係るその他の動きがある場合は、必要な情報共有や支援等について検討する。

鹿児島大学が開講している奄美サテライト教室については、受講生確保のための広報活動や受講科目の充実などの取組を促進する。また、同大学の国際島嶼教育研究センター奄美分室などの高等教育機関と連携した地域人材の育成の取組を促進する。

県立短期大学の奄美サテライト講座については、受講生確保のための広報活動や受講科目充実などの取組を促進する。

かごしま県民大学中央センターの生涯学習県民大学講座や放送大学と連携した県立奄美図書館の公開講座等については、市町村、大学等と連携を図りながら、住民のニーズや現代的課題に対応した多様な学習機会を提供するなどの取組を促進する。

地域コミュニティ、NPO、企業など多様な主体が連携・協力し、地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するなど、持続可能な取組を行う担い手の創出・育成を図る。

また、地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的

に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図る。

定住の促進に資する地域人材の育成には、指導者の確保が重要であることから、地元のスキルを持ったUIターン者や地域おこし協力隊等のほか、都市圏の人材などによるオンライン指導などにより、指導者の確保を図る。

イ くらしを支える人材の育成・確保

保健・医療・福祉のニーズの多様化・高度化に対応するために、医師、歯科医師や薬剤師の確保を図るとともに、看護職員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、心理士、歯科衛生士、健康づくり指導者等やホームヘルパー、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の専門性を備えた人材の育成・確保を図る。また、保育人材の確保に対応するため、保育士修学資金の貸付や保育士人材バンクの活用を図る。

併せて、ボランティア、NPO等の社会参加活動を担う人材の育成を図るほか、看護師、介護福祉士、保育士、幼稚園（二種）教諭の養成所である奄美看護福祉専門学校との連携を強化する。

ウ 産業を支える人材の育成・確保

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少するなか、奄美群島の産業の成長や活力を確保するためには、働く人一人ひとりの職業能力の向上、生産・研究開発を支える人材育成、外国人留学生などのグローバル人材、後継者や担い手の確保・育成等が必要である。

また、地方回帰の流れを踏まえ、リモートワークなど自らの希望する働き方を選べる環境を作り、副業・兼業など多様な働き方を行う人材を確保する必要がある。

なお、施策の詳細は、第3節3(1)において記載する。

エ デジタルによる社会変革を支える人材の活用・確保・育成

デジタル人材には、データ分析やICTへの造詣、情報システム全体をマネジメントする能力など、多岐に渡るスキルが求められている。

また、デジタルによる社会変革を進める上では、デジタル技術を理解する人材のほかに、ビジネスとデジタルをコーディネートできる人材の育成・確保が必要であると言われている。

官民ともに不足しているデジタル人材については、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材を活用する」、「島外のデジタル関連産業やデジタル人材に移住等してもらう」、「島内でデジタル人材を育成する」など、デジタル人材の活用・確保・育成につながる取組を促進する。

小・中学校においては、GIGAスクール構想により整備した校内の通信環境と児童生徒1人1台端末を活用するために、デジタル教材の活用や教職員への研修を行い、ICT活用指導力の向上を図る。また、県域教育用アカウントを用いた交流学习の実施や学習支援ツールの活用、学習履歴の管理等、各種オンラインサービスの利活用を図るとともに、プログラミング教育や情報モラル教育等を充実させ、次世代に求められる情報活用能力を身に付けた人材を育成する。

大学や専門学校の新規学卒者においては、就職してから一人前になるために、情報通信企業が実施する人材育成・研修にかかるコストを軽減する市町村の取組を促進する。

生涯学習・社会教育においては、住民の情報活用能力を向上するための学習機会の拡充や、住民のICT利用をサポートする指導者の育成を図る。

3 生活環境

(1) 水道

安全でおいしい水の安定供給を図るため、水道未普及地域の解消を促進するとともに、渇水期における一部地域の水不足に対処するため、新たな水源確保を図るなど施設の整備拡充を促進するほか、老朽化施設の計画的な更新、耐震化及び広域的な連携を促進する。また、硬度等に問題のある地域では電気透析等の高度浄水施設の整備や計画的な更新など、安全で安定した生活用水の確保を促進する。

(2) 都市基盤

秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境

を確保するため、奄美市における土地区画整理を促進し、都市基盤施設の整備促進を図る。

特に、奄美市においては、奄美市名瀬港本港地区の整備を推進するとともに、中心市街地における土地区画整理事業等により、にぎわいに満ちた魅力あるまちづくりを促進する。

また、徳之島町において公共下水道を、奄美市(旧笠利町赤木名地区)において特定環境保全公共下水道の整備を促進する。併せて、下水道施設を計画的に改築し、機能維持を図る。

奄美市、天城町等において、都市公園の質的向上を目的としたリニューアルや老朽化した公園施設について、引き続き、公園長寿命化計画に基づき、計画的な更新・長寿命化に取り組む。

(3) 住環境の整備

奄美地域の住環境の整備にあたっては、気候や自然災害に配慮した住まいづくり、まちづくりを促進する。

奄美地域の住宅は、公営住宅など公的賃貸住宅に対する依存度が極めて高いことから、公営住宅については、住まいのセーフティネットの役割を踏まえつつ、地域の実情や課題に応じた良質な住宅の供給を図るため、老朽化した公営住宅の建替や改修等を実施するとともに、人口が減少傾向になるなか、将来的な公的賃貸住宅の需要見通しを踏まえたストックの適正管理を図る。また、今後も増加が見込まれている空き家について、改修費用の一部を支援する補助制度に関して、市町村に対し情報提供を行うなどして、利活用による移住を促進する。

また、奄美市の中心市街地においては、土地区画整理事業等により防災性の向上など住環境の整備を促進する。

(4) 安全・安心まちづくりの推進

奄美群島内の犯罪や交通事故を防止し、日常生活の安全と安心を確保するため、犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、児童生徒への安全教育の充実や通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(5) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため、市町村と連携し、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止を図る。

水環境については、引き続き公共用水域及び地下水の水質常時監視調査や、工場・事業場の排水基準監視・指導を実施し、公共用水域及び地下水の水質の保全を図る。

海岸漂着物等については、県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理等を推進する。

ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備等について普及啓発を図る。

また、市町村や地域住民、事業者等と連携・協力し、奄美の特性に配慮した環境保全施策及び環境美化の取組を総合的に推進する。

(6) 循環型社会の形成

ア 一般廃棄物

(7) ごみ

一般廃棄物の適正処理を進めるため、県廃棄物処理計画等に基づき、焼却施設や最終処分場等の整備を促進する。

容器包装リサイクルについては、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進する。

また、家電リサイクルについては、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図る。

自動車リサイクルについては、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、廃自動車の適正かつ円滑な処理が図られるよう、的確な情報把握を行うとともに、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図る。

なお、ごみの不法投棄については、地域環境衛生団体の育成など不法投棄防止に係る住民の意識の啓発を図る。

(イ) し尿

し尿の適正な処理を行うため、し尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水対策を促進するため、各市町村の生活排水処理計画に基づき、公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備を促進する。併せて、下水道施設、農業集落排水施設等を計画的に改築し、機能維持を図る。

イ 産業廃棄物

奄美群島の良好な生活環境の保全を図るため、今後とも、県廃棄物処理計画等に基づき、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルを進めるとともに、市町村等と連携を図りながら施設整備を促進する。

特に、家畜排せつ物や有機性汚泥については、堆肥としての利活用を促進し、がれき類など建設廃棄物については、発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底を図る。

なお、産業廃棄物の不法投棄については、排出事業者等に対する意識の啓発や不適正処理に関する監視指導の徹底など産業廃棄物の適正処理の推進を図る。

(7) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

道路、河川、農業農村整備など公共事業の実施に当たっては、奄美の世界自然遺産・国立公園としての価値の維持を図るため、野生生物の生息・生育・繁殖環境や良好な景観の形成に配慮した道づくりや多自然川づくりに取り組むこととし、自然石護岸や水制工等の設置、法面等への在来植物の植栽など、自然環境配慮型公共事業への取組を推進する。

また、自然再生推進法に基づく、自然再生型公共事業の導入可能性の検討等を行う。

「公共事業における環境配慮指針」に基づく環境に配慮した事業実施に向けた支援策の検討、関係者に適切な指導、助言等ができる人材の確保・育成・体制の整備、施工業者等に対する希少種や環境配慮の基本的知識等に関する研修会の実施などを推進する。

さらに、計画、設計、施工など公共事業の各段階で赤土等流出防止対策を図るとともに、奄美地域赤土等流出防止対策協議会の取組等において、関係機関と連携した、各種防止技術の調査研究等の推進や、民間開発事業者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。

また、農用地等からの流出防止の必要性等についても、農業者や地域住民等に対する普及啓発を図る。

4 資源・エネルギー

(1) 水資源

奄美群島の各島における地形、地質、気象条件等を考慮し、地域の特性に応じた水資源の開発、保全及び有効利用を図る。

ア 地表水の開発

既存水源の有効利用を図りながら、引き続き水資源の開発及び調査を行う。また、小規模貯留施設等の整備を進めるとともに、老朽化したダムやため池等の補修・改修を計画的に推進し、貯留機能を維持・増強することにより、水資源の安定確保を図る。

イ 地下水の開発

引き続き水資源開発及び調査を行うこととし、特に、地下ダムの整備による地下水の開発並びに地下水や湧水の保全を積極的に図る。

ウ 水源のかん養

水源のかん養を図る上で、森林は極めて重要な機能を有しているため、地域の実情に応じた水源かん養林の計画的な整備を図る。

(2) 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止等に資することから、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進する。

また、豊富に賦存する海洋再生可能エネルギーの活用について検討する。

(3) 電力

電力の安定供給を図るため、電力の需要状況等の的確な把握に努め、島ごとの電力需要状況に応じた電力供給施設の整備を促進する。

第6節 地域主体の取組の促進

[施策の方向性]

- 「奄美群島成長戦略ビジョン」の取組を促進する。
- 奄美群島の「結いの精神」などを生かした共生・協働の地域社会づくりを促進する。

1 「奄美群島成長戦略ビジョン」の取組の促進

「奄美群島成長戦略ビジョン」は、平成25年2月に地元市町村が、奄美群島の振興開発のための成長を自発的に推進するため、10年後の奄美群島の将来像とそれを着実に実行するための基本方策を取りまとめたものである。

策定から今日までの間には、航空・航路運賃や輸送コストの低減化や地元が自ら考え実施する事業に対する奄美群島振興交付金の活用などにより、各種課題解決に取り組んできたところである。

一方で、解決に向けて道半ばの課題や社会情勢の変化による新たな課題の解決に向けて、奄美群島の自立的発展を推進していくためにビジョン実現に向けた取組を促進していく必要があることから、奄美群島新ビジョン懇話会の提言に基づき、奄美群島市町村長会が新たに「奄美群島成長戦略ビジョン2033」を策定したところである。

(1) 奄美群島の将来像

奄美群島の目指すべき将来像として、以下の3つの将来像を掲げる。

- ア 若者がチャレンジし、夢を実現する島
- イ 宝を守り、受け継ぎ、世界の人々と共有する島
- ウ 全ての「島ちゅ」が主人公として活躍する島

(2) 基本理念

「奄美群島成長戦略ビジョン2033」は、「群島民が幸せに生活するため、前ビジョンの基本理念である重点3分野（農業、観光／交流、情報）を継承しつつ、新たに3つの柱（つなぐ宝、稼ぐ力、支

える基盤）を基軸として、自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指す」ことを基本理念とする。

ア つなぐ宝

世界自然遺産／国立公園地域として国内外から世界共通の宝として認められた奄美群島の独自性は、希少な動植物を有する自然環境やそこで営まれる人々の暮らしなど先人たちが歩んできた歴史、その上に育まれてきた文化によって醸し出されるものであり、唯一無二の価値を持つ。これは奄美群島が守るべき宝であり、持続的な産業振興に寄与する重要な資源でもある。

この価値を次世代に繋いでいくためには、教育・学習活動の積極的な推進が必要である。特に、子ども・大人を問わず多世代間・地域間で伝え知ることは、既存の価値の継承に留まらず、新たな価値の発見にもつながることとなる。

イ 稼ぐ力

群島民の所得の向上を図るためには、経済の成長と域内循環率を高めることが重要である。本ビジョンでは、特に島／シマの恵みを活かす「農林水産業」、素材を活かす「ものづくり」、宝を活かす「観光／交流」、環境を活かす「情報通信業」を重点分野として振興を目指す。

農林水産業は、新規就業等の担い手確保やデジタル技術を活用した生産性の向上、沖縄向けなど島外出荷を推進するほか、域内循環／地消地産（※）の観点から農林水産物の自給率の向上を目指す必要がある。

ものづくりは、コロナ禍など社会の変化に対応するため交流人口に左右されない外貨獲得を目指し、地域のブランドとして地域経済を牽引してきた奄美黒糖焼酎や本場奄美大島紬の販路拡大に引き続き取り組むことが重要である。また、農林水

※地消地産：地元で消費するものは地元で生産するという考え方

産物や紬の生地をはじめとする多様な素材を活用した加工品や小物類など、高付加価値化の新商品開発を推進し、ECサイトなどの活用により国内外への積極的な販売を展開することが求められる。

観光／交流は、自然・文化を活用した体験観光を推進するとともに、オーバーツーリズム対策を講じるなど、自然環境の保全と利用の両立を図る必要がある。併せて、来訪者と地域の交流を深めた関係人口（出身者、奄美ファン）の創出を図ることも重要である。これらを推進することにより、環境、社会、経済のバランスのとれた持続可能な島／シマづくりの実現が期待できる。また、データ分析を活用したサービスや商品の造成により、滞在日数や一人当たり観光消費額の増加を目指す。

情報通信業は、時代の潮流と奄美群島のストレスフリーな環境を活かすリモートワークやワーケーションのできる環境を整えるため、群島各地のネットワーク環境やコワーキングスペースを整備する必要がある。また、移住によらない専門人材確保の手法として、副業人材の活用についても検討していく。

上記の取組に加え、分野間の連携を図ることで相乗効果を得ることが重要である。

ウ 支える基盤

全ての分野において最も重要なことは、さまざまな取組を推進していく人材である。そのためには、社会人はもとより小学生や中学生、高校生の段階からその素養を培っていくための基盤を強化することが肝要であり、また、即戦力となる人材確保の観点から、移住・定住を促進する必要がある。さらに、奄美群島の兄弟島とも言える沖縄は古くから地理的、歴史的にもつながりの深い関係にあり、今後、定住環境の充実という観点からも生活圏域として連携を図っていく必要がある。

併せて、住民生活や産業振興に欠かせないエネルギーの確保については、脱炭素や自給自足の観点から、環境負荷に配慮した再生可能エネルギーの導入が期待される。

加えて、これらの取組を効果的・効率的に推進

し、新たな方法で課題を解決するため、デジタル技術を活用したDXの推進として、遠隔診療やドローンの物流への活用なども重要である。

奄美群島の自然と文化が、国内外から世界共通の宝として認められたことを好機として、群島民が協働して保全・継承に取り組むとともに、その恩恵の一部を享受し地域の産業振興を図ることによって、人々の生活が連綿と続き、次世代へと自然・文化が受け継がれていくサイクルを生み出すことが重要となる。

これらの理念に基づき、群島民の幸せな生活と持続可能な社会の構築に向けた取組を推進し、群島民が暮らし続けたい、島外の方が移住したいと思う地域となることが、奄美群島民の幸せであり、幸福度の向上につながる。

(3) ビジョンの実現に向けて期待される各機関の役割

本ビジョンを実現させるための各機関の役割は以下のとおりとされている。

- ア 民間（企業、NPO、郷友会、集落、個人など）
- ・ビジョン実現の主役としての積極的、主体的な事業展開
 - ・ビジネスの手法により社会課題の解決に取り組むチャレンジ人材が参加するコミュニティの形成
 - ・自然環境の保全、文化の継承
 - ・食料、エネルギー等の地消地産による域内経済循環の推進
 - ・農林水産物、ものづくり、観光サービス等による外貨の獲得
- イ 金融（奄美群島振興開発基金）
- ・地元民間事業者の積極的、主体的な事業展開を支援するため、一般の金融機関が行う金融の補完、奨励
 - ・奄美群島の稼ぐ力4分野（農林水産業、ものづくり、観光／交流（観光業）、情報通信業）に対する積極的な金融支援
 - ・地域課題に取り組む民間事業者への金融支援の拡充

- ・新規起業や既存事業者の事業転換・事業拡大の促進のための、市町村等との緊密な連携強化
- ・経営コンサルティング機能・シンクタンク機能の強化
- ・地域振興のための産学官金連携における中核的存在として金融・経済分野の取組をリード

ウ 行政（奄美群島広域事務組合）

- ・群島一体的な取組の企画、実施及び市町村間連携等のコーディネート
- ・チャレンジ人材、自然環境の保全や文化継承を担う人材の育成支援
- ・将来像を見据えた行政職員の人材育成（発想力・創造力・人間力）及び人材ネットワークの活用
- ・「ビジョン」「基本計画」及び「実施計画」の進捗管理と検証評価
- ・群島内外における民間の異業種交流
- ・集積の場の提供
- ・群島全域を所管する行政機関としての国、県、群島内外の各種団体との連携、調整

エ 行政（市町村）

- ・市町村のきめ細やかな民間活動支援と立ち上げの主導
- ・「ビジョン」、 「基本計画」 及び「実施計画」の市町村実施計画への反映と確実な実施
- ・各市町村でのビジョンの進捗状況や政策の効果等を踏まえた適切なフォローアップの実施

オ 行政（国、県）

- ・市町村、奄美群島広域事務組合、民間との一体的な事業の展開
- ・条件不利性の克服や安全・安心な定住環境の整備のための事業の実施
- ・市町村や奄美群島広域事務組合のビジョン実現に向けた取組を支援するための財源確保と制度の整備

カ 高等教育機関（大学、短大、高専等）及び研究機関

- ・高等教育機関と群島民が共に利益を享受でき

る共同キャンパスの設置

- ・小・中・高等学校との連携による基礎学力の向上と地域振興に寄与する実践的な学びの提供による人材育成
- ・自然・社会・人文科学等に関する教育研究の推進及び産官学連携による地域振興への貢献
- ・群島民の生活を豊かにする生涯学習の推進と社会人の学び直し（リカレント教育※）の機会の充実

2 共生・協働の地域社会づくりの促進

(1) ソーシャルビジネスなど持続可能な取組

「結いの精神」などを生かし、多様な地域づくりの担い手が出会い、つながり、地域の課題を解決する取組を支援する。

地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス(コミュニティビジネス)など、持続可能な取組を行う担い手の創出・育成を図る。

地域のニーズを踏まえつつ積極的に地域活動に取り組みリーダーやコーディネーターの育成を図る。

(2) 地域の力を集結するコミュニティ・プラットフォームづくり

小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業、青年団、老人クラブ、子ども会など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりやその活動の充実に向けた市町村の取組を促進する。

(3) 行政の協働化による地域の主体的な取組

地域コミュニティ、NPO、企業などがそれぞれの特性を生かし、役割を最大限に発揮しながら地

※リカレント教育：一度社会に出た者が、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることが可能な教育システム

域課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりを促進する。

市町村と情報を共有し、連携することにより、市町村における協働の取組を促進する。

(4) 「共に取り組む」気運の醸成

様々な広報媒体を活用して、「結いの精神」などを生かした共生・協働の地域づくりの意義や群島における各種団体の活動状況、郷友会などの島外在住者等による協力等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成を図る。